

令和8年度 淡路市北淡認定こども園空調設備更新事業設計・施工一括発注業務の事業者選定に係る公募型プロポーザルの募集公告

令和8年度 淡路市北淡認定こども園空調設備更新事業設計・施工一括発注業務の事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

淡路市長 戸 田 敦 大

- ・別紙募集要項による。

令和8年度
淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業
設計・施工一括発注業務

募集要項

令和8年3月

淡路市

目次

1	事業の概要.....	1
	(1) 事業名	1
	(2) 目的.....	1
	(3) 事業内容.....	1
	(4) 対象施設.....	1
	(5) 契約方式及び履行期間.....	1
	(6) 提案上限額.....	1
	(7) その他.....	1
2	参加条件.....	1
3	失格に関する事項.....	3
4	質問の受付及び回答.....	4
	(1) 質問の受付.....	4
	(2) 提出先.....	4
	(3) 提出期間.....	4
	(4) 質問に対する回答.....	4
	(5) その他.....	4
5	参加申請.....	4
	(1) 提出書類及び提出部数.....	4
	(2) 提出方法.....	5
	(3) 提出期間.....	5
	(4) 提出先.....	5
	(5) 応募者の選定.....	5
	(6) 辞退.....	5
6	ウォークスルー調査.....	6
7	企画提案書の提出.....	6
	(1) 提出書類及び提出部数.....	6
	(2) 提出方法.....	7
	(3) 提出期間.....	7
	(4) 提出先.....	7
8	プレゼンテーションの実施.....	7
	(1) 実施予定日.....	7

(2) 詳細な実施場所及び日時	8
(3) 実施方法.....	8
9 優先交渉権者の選定.....	8
10 応募者が1者の場合.....	8
11 審査結果について	8
12 契約の締結等について	9
13 本市と受注者との責任分担等.....	9
(1) 本市と受注者との責任分担.....	9
(2) 契約の締結が困難となった場合における措置.....	9
14 プロポーザルの中止等	10
15 その他留意事項.....	10
16 事業全体スケジュール（予定）	10

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務

(2) 目的

本事業は、淡路市立北淡認定こども園の老朽化した空調設備を更新し、教育・保育環境の改善を図ることを目的とする。民間事業者が持つ高度な創造性、技術力、ノウハウ等を活用し、高品質かつ工期の短縮及びトータルコストの縮減等を図るため、設計・施工・工事監理を一括して公募型プロポーザル方式により発注する。ただし、本事業の契約は、本事業に係る予算について、令和8年度淡路市一般会計予算の議会の議決を条件とするものであり、当該予算が議決されない場合には、本事業は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

(3) 事業内容

空調設備更新に係る設計、施工、工事監理及びこれらに付随する業務一括発注

(4) 対象施設

淡路市立北淡認定こども園（淡路市浅野神田116）

(5) 契約方式及び履行期間

契約方式 設計・施工一括請負契約（案）による（別添のとおり）

契約期間 契約締結の日（交付金内示日以降の日）から令和8年12月15日まで

(6) 提案上限額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものである。最終的な契約金額については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による随意契約を行う。

(7) その他

ア 本要項において、本プロポーザルに参加を希望する者及び提案書を提出した者を「応募者」といい、選定の結果、契約の相手方として特定された者を「優先交渉権者」、契約締結後の事業者を「受注者」という。

イ 竣工図ZIPファイルのパスワード： awaji

2 参加条件

(1) 基本的要件

応募者は、本事業を一括して受け、責任をもって事業を実施することができる技術力を有する事業者又は事業者グループとし、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 応募者は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 「空調設備更新工事の設計（以下「設計」という。）」、「空調設備更新の施工

- (以下、「施工」という。)を一括して行うことのできる事業者(以下「単独事業者」という。)であること。
- (イ) 「施工」を行う事業者を代表者とし、「設計」を行う事業者を構成員とする事業者グループ(以下「グループ」という。)であること。
- イ 単独事業者及びグループの構成員のうち「施工」を行う事業者は、次のいずれかに該当すること。
- (ア) 兵庫県淡路市、洲本市及び南あわじ市内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所(本店)を有する者で、要求水準書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者
- (イ) 令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿(建設工事)に「管工事」の登録がある者
- (ウ) 令和2年度以降において建築物(建築基準法第2条第1号に定める建築物)の管工事業の冷暖房設備工事又は空気調和設備工事(新設又は更新)に係る公共工事实績があること。なお、元請として請負金額500万円以上の公共工事实績が1件以上あること。
- (エ) 本事業の工事期間中において、次の基準を満たす現場代理人及び管工事に係る主任技術者を配置できる者であること。
- a 主任技術者は、当該工事現場に専任で配置することとし、建設業法及び同法関係規定に基づき、適切に配置しなければならない。ただし、当該工事現場における主任技術者の専任配置が不要となる請負金額の場合を除く。
- b 直接かつ恒常的な(本事業の実施にかかる公告をした前日において3か月以上)雇用関係がある者であること。
- ウ 単独事業者及びグループの構成員のうち「設計」を行う事業者は、次のいずれにも該当すること。
- (ア) 令和6・7年度淡路市競争入札参加資格者名簿(測量・コンサル)の建築工事(意匠)、(管)及び(電気)の全てに登録がある者
- (イ) 兵庫県淡路市、洲本市及び南あわじ市内に本社を有する建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者
- (ウ) 次の基準を満たす設計者(管理技術者)を配置できる者であること。
- a 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
- b 「設計」を行う事業者との直接かつ恒常的な(本事業の実施に係る公告をした前日において3か月以上)雇用関係がある者であること。
- c 本事業の実施にかかる公告をした前日において5年以上の実務経験(建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ。)を有すること。
- エ 応募者は参加申請時に「事業実施体制届(様式4)」を提出し、代表者、構成員及びそれぞれの役割を明確にすること。
- オ 単独事業者又はグループから本事業に係る業務の一部を受託し、本事業の実施において重要な役割を担う事業者(以下「協力事業者」という。)がある場合は、協力事業者についても「事業実施体制届(様式4)」に記載すること。
- カ 単独事業者及びグループの構成員は、他の応募者の構成員及び協力事業者となることができない。
- キ 協力事業者は、他の応募者の協力事業者を兼ねることができる。
- ク 単独事業者の場合は、部署・協力事業者の配置、グループの場合は、構成員、協力事業者の配置が、事業の実施遂行の確実性をより強固なものとするのが望ましい。

ケ 単独事業者の場合は、部署・協力事業者の配置、グループの場合は、構成員、協力事業者の配置が、地域経済への振興により配慮したものであることが望ましい。

(2) その他の要件

単独事業者、グループの構成員、協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4各項に規定する入札制限に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

エ 公告日から優先交渉権者特定の日までの間において、淡路市指名停止基準に関する規程（平成17年淡路市訓令第21号）第1条及び第2条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

オ 本プロポーザルに参加する他の応募者との間に「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」（令和5年12月28日決裁）に該当しないこと。

カ 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。

キ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本市が求める提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 価格提案書の金額（消費税及び地方消費税を含む額）が提案上限額を超えている場合
- (8) 価格提案書の金額と価格提案額内訳書の金額が合致しない場合（価格提案額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。）

- (9) 令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務募集要項（以下「募集要項」という。）及び要求水準書その他本プロポーザルで求めるものを満たしていない場合
- (10) その他不正な行為があった場合

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式1）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

件名：「令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務質問書」とすること。

(2) 提出先

淡路市総務部管財課

メールアドレス：nyusatsu@city.awaji.lg.jp

(3) 提出期間

令和8年3月3日（火）から同月25日（水）正午まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問及び回答内容を公募開始日から令和8年4月2日（木）までの間に、随時、本市ホームページに掲載する。

管財課（入札担当）URL (<https://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/nyusatsu/>)

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、募集要項、要求水準書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の応募者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

5 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の提出書類にインデックスを付け、正本1部を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類
1	参加表明書（様式3）
2	公共工事实績一覧表（元請）（様式3-1）
3	工事实績を証明できる資料の写し （CORINS（コリンズ）竣工時データ又は契約書の写し）

4	事業実施体制届（様式4）
5	現場代理人及び主任技術者経歴書（様式5）
6	設計者（管理技術者）経歴書（様式6-1）
7	設計者（担当者）経歴書（様式6-2）※上記6と兼務の場合は不要
8	協力事業者 経歴書（様式6-3）※協力事業者がない場合は不要
9	淡路市税の納税証明書（市様式） 淡路市に納税義務がある場合は、淡路市税等の税額及びこれに付随する延滞金等で未納のものはないこと及び徴収金につき過去2か年滞納処分を受けたことのないことの証明を提出すること。 ※応募者が淡路市外の事業者であっても、淡路市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する場合は提出すること。 ※グループで参加する場合は、全ての構成員について提出すること。
10	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可） ※本店所在地を管轄する税務署で発行されたものを提出すること。 ※グループで参加する場合は、全ての構成員について提出すること。

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便などの送達記録が分かるものに限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

令和8年3月3日（火）から同月16日（月）午後5時まで

※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（淡路市の休日を定める条例（平成17年淡路市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(4) 提出先

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地
淡路市総務部管財課

(5) 応募者の選定通知

企画提案書等を提出する資格の有無については、令和8年3月19日（木）午後5時までに参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。なお、参加資格に該当した者には該当した旨とプレゼンテーションの実施場所や日時等の詳細を、該当しなかった者には該当しなかった理由を通知する。

(6) 辞退

参加表明書提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退

届(様式9)」を電子メールにより提出すること。提出期限は、令和8年4月8日(水)午後5時までとする。

6 ウォークスルー調査

本事業の既存の設備を確認するため、必要に応じて当該調査期間内に施設内への立入調査を行うことができる。希望する場合、速やかに提出先に連絡し、日程調整を行うこと。調査内容は、立入可能な室や屋上の空調機器の設置状況の確認のみとし、器具寸法の測定等の調査はできない。

なお、実施内容等は本市が調整し、希望に添えない場合がある。

(1) 受付期間

令和8年3月2日(月)から同月6日(金)まで

(2) 実施期間

令和8年3月10日(火)から同月12日(木)まで

7 企画提案書の提出

応募者に選定された者は、次の提出書類にインデックスを付けて、A4縦長ファイルに綴じて提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

番号	提出書類	提出部数
1	<p>企画提案書(様式任意。ただし、表紙は企画提案書提出届(様式7)を使用すること。)及び企画提案書の概要版(A3用紙片面3枚以内)</p> <p>企画提案書の概要版は、本提案の最大のメリットや特徴などを、専門用語を用いず、平易な言葉とイラスト、写真又はグラフ等を中心にまとめたものを作成すること。なお、作成に当たっては、建築・設備の専門知識がない者でも提案の意図や効果が直感的に理解できるように表現すること。</p> <p>表紙、代表者の公共工事实績及び配置技術者(参加表明書に添付した様式を基に作成すること。)、事業実施計画、空調設備の性能等、操作性・メンテナンス性、適切な設計・施工スケジュール、施設利用者の安全性確保、作業中の騒音・振動・粉じん対策、保証期間、地域経済の活性化、その他有効な提案等について、要求水準書及び選定基準の内容を踏まえ、作成すること。</p> <p>※ 原則として、A4用紙を用いること。ただし、概要版及び図面等はA3用紙(横)の作成を可とするが、片袖折でA4サイズに折り畳んでファイルに綴じること。</p> <p>※ 40ページ以内(表紙、目次、仕切り紙等及び代表者の実施実</p>	<p>正本1部 副本 10部</p>

	<p>績及び配置技術者についてはページ数に含めない。できる限り両面印刷すること。) とすること。</p> <p>※ 文字サイズは、11ポイント以上を基本とすること。</p> <p>※ プレゼンテーションは応募者名を伏せて行うため、企画提案書には応募者名を記載しないこと(表紙を除く)。</p> <p>※ 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の結果に影響がでる可能性がある。</p>	
2	<p>価格提案書(様式8)</p> <p>※ 価格提案書の金額は、総額(消費税及び地方消費税を含む。)を記載すること。</p> <p>※ 募集要項及び要求水準書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本事業の提案上限額を超えない範囲で見積もること。</p> <p>※ 会社名等を記載し、本社の代表者印を押印したものとする。</p>	正本1部
3	<p>価格提案額内訳書(任意様式)</p> <p>※ 価格提案書(様式8)の内訳金額を記載すること。</p> <p>※ 価格提案書と価格提案額内訳書の金額は必ず一致すること(価格提案額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない)。</p>	正本1部

(2) 提出方法

郵送(一般書留又は簡易書留郵便などの送達記録が分かるものに限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

令和8年4月7日(火)から同月9日(木)午後5時まで

※ 受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(市の休日を除く。)とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(4) 提出先

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地
淡路市総務部管財課

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

(1) 実施予定日

令和8年4月14日 予定

※ 応募者が5名を超える場合は、令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務プロポーザル候補者選定審議会（以下「選定審議会」という。）事務局が客観評価項目により、応募者を5名以内を選定するものとする。

(2) 詳細な実施場所及び日時

別途通知する。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの参加人数は、5名以内とする。

ウ 所要時間は、1応募者につき、40分以内（応募者からの説明25分以内、質疑応答15分以内）とする。

エ プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文書、図、表、画像、スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、当該内容の範囲内であれば、プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、応募者で用意すること。スクリーンのみ本市で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前応募者説明終了後の休憩時間（約15分）に行うものとする。

キ プレゼンテーションは応募者名を伏せて行うこととする。また、プレゼンテーションは、非公開とする。

9 優先交渉権者の選定

価格提案書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、選定審議会において、別紙「令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき厳正に審査の上、会長及び各委員（以下「選定員」という。）の評価点の合計（以下「総合点」という。）が満点（選定員数×120点）の6割（以下「最低合格点」という。）以上かつ総合点が最も高い応募者を提案評価第1位とし、優先交渉権を得るものとする。また、その次に高い者を次点とする。なお、総合点が最も高い応募者が2者以上ある場合は、「価格点」が高い応募者を提案評価第1位として選定する。「価格点」も同点の場合は、選定員間で協議し、第1位を選定する。いずれの場合においても、必ず提案評価第1位及び第2位の順位付けをする。

10 応募者が1者の場合

応募者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低合格点以上となる場合は、優先交渉権者として決定する。

11 審査結果について

審査結果については、全ての応募者に対し書面を持って通知するとともに、契約締結後

に市ホームページ上で本プロポーザルの結果を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総合点については、淡路市総務部管財課に問い合わせることができる。なお、他の応募者の商号及び評価点（応募者の商号と評価点は関連づけしない。）については、契約締結後に結果を公表する。

また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

12 契約の締結等について

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の要求水準書として取り扱う。ただし、本事業の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがあり、これらのことを行った後、作成した要求水準書のとおり実施するものとする。
- (2) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合がある。
- (3) 優先交渉権者は、対象施設の現地調査等に基づき、契約書を締結するまでの諸条件について本市と詳細協議を進め、事前に本市の承諾を得て契約を締結することとなるが、その際は、企画提案書等において提案された単価、経費等をベースとする。
- (4) 受注者が下請負人等に再委託等をする場合は、本市の承諾を得ることとする。
- (5) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、淡路市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (6) 前金払等
 - ア 前金払 有（施工に係る契約金額の40%以内）
 - イ 部分払又は中間前金払 有

13 本市と受注者との責任分担等

- (1) 本市と受注者との責任分担
 - ア 基本的な考え
別途締結する契約書及び契約図書によるものとする。
本提案が達成できないことによる損失は、原則、受注者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動等、受注者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うこと。
 - イ 予想されるリスクと責任分担
本市と受注者の責任分担は、原則、表「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。
- (2) 契約の締結が困難となった場合における措置
 - ア 優先交渉権者の責めにより契約できない場合は、本市は、優先交渉権者から優先

交渉権者選定後に要した費用を請求することができる。

- イ 1 (2) ただし書以外の理由で本市の指示により事業が中止された場合は、受注者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。なお、契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

14 プロポーザルの中止等

本市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、応募者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責めを負わない。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は応募者に帰属するものとする。また、本市は、応募者に無断で本事業の遂行以外の目的で使用することはない。
- (3) 企画提案書等は、優先交渉権者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 全ての提出書類は、返却しない。
- (5) 対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (6) 業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。
- (7) 手続きにおいて使用する言語、通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。計量単位は、要求水準書等において特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

16 事業全体スケジュール（予定）

	内容	日時
1	公募開始	令和8年3月2日～
2	ウォークスルー調査受付期間	令和8年3月2日～同月6日
3	ウォークスルー調査	令和8年3月10日～同月12日 予定
4	募集要項等に関する質問受付期間	令和8年3月3日～同月25日
5	質問回答期間	令和8年3月3日～同年4月2日
6	参加表明書等受付期間	令和8年3月3日～同月16日
7	応募者の選定通知	令和8年3月19日（木） 予定
8	企画提案書の受付	令和8年4月7日～同月9日
9	プレゼンテーション審査	令和8年4月14日 予定
10	優先交渉権者の決定・通知	令和8年4月15日 予定
11	交付金内示申請	令和8年4月下旬～5月上旬 予定

12	交付金内示	令和8年6月上旬 予定
13	契約の締結	令和8年6月上旬 予定 (予算の成立及び交付金の内示があることが前提条件)
14	履行期間	契約締結の日～令和8年12月15日

【問い合わせ先】 (提出先)

淡路市 総務部管財課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

(淡路市役所1号館2階 (窓口番号④))

電話 : 0799-64-2540 (直通)

FAX : 0799-64-2565

電子メール : nyusatsu@city.awaji.lg.jp

【発注担当課】 健康福祉部子育て応援課

(表) 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
事業全般	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのある場合	○		
	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事等により第三者に損害が生じた場合		○	
	安全性の確保	工事等における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事等における環境の保全		○	
	保険	工事等に係る保険		○	
	事業の中止・延期		本市の責めによるもの	○	
			事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	法令・許認可・税制の変更		消費税の変更に関するもの	○	
消費税以外の税制及び法令・許認可の変更				協議	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○	
応募コスト	応募コストの負担		○		
工事段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		協議	
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示及び判断の不備によるもの		○	
	用地・電力等の確保	工事に必要な資材置き場及び必要な電力等の確保		○	
	工事遅延・未完工	本市の責めによる工事遅延・未完工による引渡しの延期	○		
		事業者の責めによる工事遅延・未完工による引渡しの延期		○	
	設計図書の変更	本市の指示・承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示・判断の不備による工事費の増大		○	
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		○	
一般的損害	引き渡し前（仮使用中含む。）に工事目的物等に関して生じた損害		○		
施設損傷・障害	工事目的物に起因する各施設の損傷及び障害		○		
	工事目的物に起因しない各施設の損傷及び障害	○			
支払関連	支払遅延等	市の帰責事由による支払の遅延・不能	○		
		事業者の請求の遅延により支払が遅延する場合		○	
		上記以外の変更要因の場合		協議	
保証	性能	仕様不適合による施設への損害、業務への障害		○	
		仕様不適合（施工不良を含む。）		○	

**令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業設計・施工一括発注業務
公募型プロポーザル選定基準**

1 優先交渉権者の選定方法

本事業への応募者資格等があると確認された者から提出される提案書について審査・評価を行い、評価点を与え、評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。

2 評価方法

(1) 評価項目及び配点

別表のとおりとする。

(2) 主観評価について

別表の該当項目：【4】～【12】・【15】

評価は、次の6段階により行う。

評価点は、令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業設計施工一括発注業務 公募型プロポーザル候補者選定審議会（以下「選定審議会」という。）に出席した会長及び各委員（以下「選定員」という。）の採点結果を合計して算出する（以下同じ）。

評価判断基準点数化			加重
1	非常に優れた提案である	5点	配点に応じて左の点数を加重（×2～×3）する。
2	優れた提案である	4点	
3	標準的な提案である	3点	
4	やや物足りない提案である	2点	
5	特に物足りない提案である	1点	
6	提案内容を満たしていない又は劣悪な提案である	0点	

(3) 客観評価について

別表の該当項目：【1】

評価は、様式3-1に記載した実績において、次の3段階により採点する。

評価基準・点数		
S	実績が3件以上ある	10
A	実績が2件ある	6
B	実績が1件ある	2

別表の該当項目：【2】

評価は、様式3-1に記載した実績について、次の3段階により採点する。

評価基準・点数		
S	20台以上の実績が3件以上ある	10
A	20台以上の実績が2件ある	6
B	20台以上の実績が1件ある	2

別表の該当項目：【3】

評価は、様式5に記載した配置技術者の実務経験により、次の3段階により採点する。

評価基準・点数		
S	実績が3件以上ある	5
A	実績が2件ある	3
B	実績が1件ある	1

別表の該当項目：【13】地域経済の活性化

評価基準・点数	
代表者（施工）の所在地が市内	5
代表者（施工）の所在地が市外	0

評価基準・点数	
設計の所在地が市内	5
設計の所在地が市外	0

評価は次式により行う。各項目の選定員の採点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

$$\left(1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{提案上限額}} \right) \times 50$$

上限10点
※応募者1者の場合は10点とする

別表 評価項目及び配点

評価項目	配点	評価基準・評価の視点	評価方法													
○ 【1】 代表者の 公共工事 工事実績 (500万円以上)	10	様式3-1に記載した実績に基づき、評価する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th colspan="3">評価基準・点数</th></tr> <tr><td>S</td><td>実績が3件以上ある</td><td>10</td></tr> <tr><td>A</td><td>実績が2件ある</td><td>6</td></tr> <tr><td>B</td><td>実績が1件ある</td><td>2</td></tr> </table>	評価基準・点数			S	実績が3件以上ある	10	A	実績が2件ある	6	B	実績が1件ある	2	加点点評価とする。 該当がない場合は失格とする。	
評価基準・点数																
S	実績が3件以上ある	10														
A	実績が2件ある	6														
B	実績が1件ある	2														
○ 【2】 代表者の 公共工事 工事実績	10	様式3-1に記載した実績に基づき、評価する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th colspan="3">評価基準・点数</th></tr> <tr><td>S</td><td>20台以上の実績が3件以上ある</td><td>10</td></tr> <tr><td>A</td><td>20台以上の実績が2件ある</td><td>6</td></tr> <tr><td>B</td><td>20台以上の実績が1件ある</td><td>2</td></tr> </table>	評価基準・点数			S	20台以上の実績が3件以上ある	10	A	20台以上の実績が2件ある	6	B	20台以上の実績が1件ある	2	加点点評価とする。 該当がない場合は0点	
評価基準・点数																
S	20台以上の実績が3件以上ある	10														
A	20台以上の実績が2件ある	6														
B	20台以上の実績が1件ある	2														
○ 【3】 配置技術者の 公共工事 工事実績	5	様式5に記載した配置技術者の実務経験に基づき、評価する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th colspan="3">評価基準・点数</th></tr> <tr><td>S</td><td>実績が3件以上ある</td><td>5</td></tr> <tr><td>A</td><td>実績が2件ある</td><td>3</td></tr> <tr><td>B</td><td>実績が1件ある</td><td>1</td></tr> </table>	評価基準・点数			S	実績が3件以上ある	5	A	実績が2件ある	3	B	実績が1件ある	1	加点点評価とする。 該当がない場合は0点	
評価基準・点数																
S	実績が3件以上ある	5														
A	実績が2件ある	3														
B	実績が1件ある	1														
● 【4】 事業実施計画	5	・事業全体を通じて、構成員ごと（単独の場合は社内）の具体的な役割、人員配置計画、指揮命令系統の一本化、一体的な責任体制が構築されているか。 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。	・1～6の6段階評価 ・各選定員の採点結果を合計する。 (作成に当たっては、建築・設備の専門知識がない者でも提案の意図や効果が直感的に理解できるよう表現すること。)													
● 【5】 空調設備の性能等	15	・トップランナー機種の選定であること。 ・耐塩害仕様であること。 ・有害物質や菌・ウイルスなどを抑制・除去する機能を有するものであること。 ・機器能力の算定に当たっては、既設能力を基準としつつも、LED更新に伴う負荷変動や夏季の極端な気温上昇（35℃以上）等の最新状況を反映させること。単なる既設同等品の置き換えではなく、熱負荷計算に基づき、省エネ性と快適性を両立した最適な定格能力を確認し、提案すること。なお、選定根拠となる計算書を提出すること。 ・既存機器と比較した次の省エネ性能・効率を示す指標を提示すること。 APF（通年エネルギー消費効率） 期間消費電力量（kWh） CO2排出削減量														
● 【6】 空調設備の性能等（耐震性）	5	空調設備の耐震性について、適切な方法の提案。なお、当該施設の耐震安全性の分類は、（構造体Ⅱ類・建築非構造部材B類・建築設備乙類）とする。 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
● 【7】 操作性・メンテナンス性（制御方式）	5	・建物内の状況に合わせた制御（集中管理コントローラや個別リモコン）についての提案 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
● 【8】 操作性・メンテナンス性（保守点検空間等）	5	・対象設備機器のメンテナンス内容、保守点検の容易さの提案 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
● 【9】 適切な設計・施工スケジュール	15	・設計期間の提案 ・機器の納期の提案 ・適切な作業期間の提案 ・工期短縮の提案 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
● 【10】 施設利用者の安全確保	5	・作業区画の安全対策の提案 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
● 【11】 作業中の騒音・振動・粉塵対策	5	・対象設備機器周辺の養生計画の有無 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
● 【12】 保証期間	5	製品の保証期間をメーカーの通常保証期間を超えて別途定めているか。 ・空調設備：引き渡し後、○年間 ※上記に加え、提案内容を補記していただいて構いません。														
○ 【13】 地域経済の活性化	10	単独企業又はグループの構成員の所在地により加点点評価を行う。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th colspan="2">評価基準・点数</th></tr> <tr><td>代表者（施工）の所在地が市内</td><td>5</td></tr> <tr><td>代表者（施工）の所在地が市外</td><td>0</td></tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th colspan="2">評価基準・点数</th></tr> <tr><td>構成員（設計）の所在地が市内</td><td>5</td></tr> <tr><td>構成員（設計）の所在地が市外</td><td>0</td></tr> </table>		評価基準・点数		代表者（施工）の所在地が市内	5	代表者（施工）の所在地が市外	0	評価基準・点数		構成員（設計）の所在地が市内	5	構成員（設計）の所在地が市外	0	市内業者は加点点評価とする。
評価基準・点数																
代表者（施工）の所在地が市内	5															
代表者（施工）の所在地が市外	0															
評価基準・点数																
構成員（設計）の所在地が市内	5															
構成員（設計）の所在地が市外	0															
○ 【14】 提案価格	10	$1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{提案上限額}} \times 50$ 上限10点 ※企画提案者1者の場合は10点とする	・小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。													
● 【15】 その他有効な提案	10	・独自の工夫やノウハウ等を活用し、本市にとって効率的・効果的で有益な提案がされているか。 (例) 協力事業者又は下請工業者に市内業者の活用するなどその他有益な提案	・1～6の6段階評価 ・各選定員の採点結果を合計する。													
● 評価点の計（満点）	120	●：主観評価 「評価基準・評価の視点」欄中の※注釈は選定基準の記載のとおり ○：客観評価														

(様式1)

質 問 書

令和8年 月 日

淡路市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者

所属部署名

職 ・ 氏 名

電 話 番 号

電 子 メ ー ル

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

番号	該当資料名・ページ	質問事項
1		
2		
3		

※ 記入欄が不足するときは、適宜追加してください。

(様式2)

現地調査申込書

令和8年 月 日

淡路市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者

所属部署名

職・氏名

電話番号

電子メール

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルについて、現地調査を行いたいので、申込みます。

希望順位	調査日時	人数	調査個所等
1	月 日() 時 分～ 時 分	名	
2	月 日() 時 分～ 時 分		
3	月 日() 時 分～ 時 分		

※ 現地調査希望日は、3案程度挙げてください（希望日時での調査が不可の場合があるため）。

※ 現地調査申込後、市から調査可能日時を随時回答します。

※ 調査は、こども園の業務に支障のないよう実施してください。また、職員の指示等に従ってください。

(様式3)

参加表明書

令和8年 月 日

淡路市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者

所属部署名

職・氏名

電話番号

電子メール

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルについて、参加を希望する旨表明します。なお、実施要領に規定する参加資格要件を全て満たしていること、書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

※ 代表者は、本事業に関する提案並びに契約等権限を有するものとします。

受付印

※事務局で記載

(様式3-1)

令和8年 月 日

淡路市長 様

公共工事实績一覧表（元請）

発注者名	新設・更新	工事名	工事現場の区域	請負金額(千円)	契約日	契約期間	室内機の台数
			地内	千円		～	
			地内	千円		～	
			地内	千円		～	

対象工事实績

令和2年度以降に完了した、建築基準法第2条第1号に規定する建築物における「管工事業（冷暖房設備工事又は空気調和設備工事）」の新設、または更新に係る公共工事实績を記入してください。

記入対象と優先順位

元請として請負金額500万円以上の実績を、次の優先順位に基づき、上位3件まで一覧表に記入してください。

優先（ア）：業務用パッケージエアコン（室内機）の施工台数が多いもの

次点（イ）：請負金額が高いもの

※中央方式（セントラル空調方式）の場合は、台数欄に「中央式」と記入すること。

提出書類

工事实績を証明できる資料の写しを添付してください。（例：CORINS（コリンズ）竣工時データの写し、または契約書の写し。※契約書は金額および押印部分が確認できるものに限る）

発注者名の記載

発注者名の欄には、当該地方公共団体の名称を正確に記入してください。

(様式4)

令和8年 月 日

淡路市長 様

事業実施体制届

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルの参加に際し、下記の体制により事業を実施しますので届け出ます。

なお、代表者、グループ構成員、協力事業者は実施要領に規定する参加資格要件を全て満たしていること、書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 代表者

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
担当役割

印

2 グループ構成員

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
担当役割

印

3 協力事業者

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
担当役割

印

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
担当役割

印

※ 事業実施体制を明らかにし、各々の役割(施工、設計等)を記載してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※ 代表者は、本事業に関する提案並びに契約等権限を有するものとします。

※ 単独事業者の場合も提出してください。(代表者欄に記載。)

※ 協力事業者がある場合は、協力事業者についても記載してください。

(様式5)

令和 8 年 月 日

淡路市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

現場代理人及び主任技術者経歴書

令和 8 年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る現場代理人及び主任技術者として下記の者を配置する予定です。

記

現場代理人

ふりがな 氏名	
生年月日	
入社年月日	
直近の主な実務経験	

専任の主任技術者

ふりがな 氏名	
生年月日	
入社年月日	
保有資格	
請負金額 500 万円以上の管工事業の冷暖房設備工事又は空気調和設備工事（新設又は更新）に係る公共工事の実務経験（令和 2 年度以降）	① ② ③

※ 本事業の実施に係る公告をした日の前日において 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類を添付してください（※主任技術者が監理技術者資格者証を保有している場合は、当該資格者証（両面）の写しを添付してください。）。

※ 主任技術者は、本事業の工事期間中において、当該工事に専任できる者を記載してください。

※ 本事業の現場代理人・主任技術者は、それぞれを兼ねることができます。

(様式6-1)

令和8年 月 日

淡路市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

設計者（管理技術者）経歴書

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る設計者（管理技術者）として下記の者を配置する予定です。

記

設計者（管理技術者）

ふりがな 氏名	
生年月日	
所属事業所	
入社年月日	
保有資格	一級建築士
実務経験履歴 (重複期間を除き 5年以上分を記入)	[期間] 平成 年 月～平成 年 月 令和 年 月～令和 年 月 (以下列記) [内容]

※一級建築士免許証の写しを添付してください。

※本事業の実施に係る公告をした日の前日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類を添付してください。

※管理技術者と担当者は兼ねることができます。

(様式6-2)

令和8年 月 日

淡路市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

設計者（担当者）経歴書

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る設計者（担当者）として下記の者を配置する予定です。

記

設計者（担当者）

ふりがな 氏名	
生年月日	
所属事業所	
入社年月日	
保有資格	
実務経験履歴 (重複期間を除き 5年以上分を記入)	[期間] 平成 年 月～平成 年 月 令和 年 月～令和 年 月 (以下列記) [内容]

- ※ 保有資格欄に記載した資格証又は免許証等の写しを添付してください。
- ※ 本事業の実施に係る公告をした日の前日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類を添付してください。
- ※ 管理技術者と担当者を兼ねる場合は本様式の提出は不要です。

(様式 6 - 3)

令和 8 年 月 日

淡路市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

協力事業者 経歴書

令和 8 年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る協力事業者として下記の者を配置する予定です。

記

協力事業者

ふりがな 氏名	
生年月日	
所属事業所	
入社年月日	
保有資格	
実務経験履歴 (重複期間を除き 5年以上分を記入)	[期間] 平成 年 月～平成 年 月 令和 年 月～令和 年 月 (以下列記) [内容]

- ※ 保有資格欄に記載した資格証又は免許証等の写しを添付してください。
- ※ 本事業の実施に係る公告をした日の前日において3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類を添付してください。
- ※ 協力事業者がない場合は本様式の提出は不要です。

(様式7)

企画提案書提出届

令和8年 月 日

淡路市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者

所属部署名

職・氏名

電話番号

電子メール

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルについて、実施要領に基づき下記のとおり企画提案書等を提出します。

記

提出書類

1. 企画提案書提出届 (様式7・本紙)
2. 企画提案書 (任意様式)
3. 価格提案書 (様式8)

※ 代表者は、本事業に関する提案並びに契約等権限を有するものとします。

(様式8)

令和8年 月 日

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業
設計・施工業務に係る公募型プロポーザル
価格提案書

淡路市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

本公募要領などを承諾のうえ、令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルについて下記価格をもって提案します。

記

事業名：令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業
設計・施工一括発注業務

提案 価格 (税込)		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	一	

(注意事項)

- 1 提案価格は消費税及び地方消費税を含む価格を記載してください。
- 2 提案価格は、アラビア数字で表示し、頭書に¥の記号を付記してください。

(様式9)

参加辞退届

令和8年 月 日

淡路市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者

所属部署名

職・氏名

電話番号

電子メール

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務に係る公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

※ 代表者は、本事業に関する提案並びに契約等権限を有するものとします。

令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業

設計・施工一括発注業務

要求水準書

淡 路 市

令和8年3月

第1 総則

1 本要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、淡路市（以下「市」という。）が、淡路市立北淡認定こども園（以下「こども園」という。）への空調設備の更新工事を設計・施工一括契約方式で実施するにあたり、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）により受注者を決定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業目的

市は、児童・施設利用者の安全・安心な教育・保育環境整備を図る観点から、空調設備の整備を実施する。

限られた期間でこども園への整備を完了させるため、きめ細やかな工事工程、確実な実行性の担保のため、価格のみならず、施工体制、調整・連携能力、技術力、実績、適切な工事監理体制及び提案内容から評価し、優先交渉権者を選定することを目的とする。

3 本事業の基本方針

前項で記した本事業の目的を達成するため、以下の方針により事業を推進する。

(1) 早期工事

こども園への早期な空調設備の整備を行い、健康で快適な教育・保育環境の提供を行う。

(2) 安全で快適な室内環境の実現

児童等が安全で快適に過ごせる室内環境を提供するとともに、職員の使いやすさにも十分配慮した空調環境を実現する。また、空調設備の整備にあたっては、こども園の活動等への支障をきたさない計画とし、常に児童、職員、保護者、こども園利用者及び近隣住民等（以下「こども園関係者」という。）の安全に十分配慮する。

(3) 低廉かつ良質な空調設備の提供

良好で適切な空調設備の性能の維持、初期費用及び維持管理費用（光熱水費を含む）の削減を十分図ることが可能な設計、施工を行う。

(4) ライフサイクルコストの削減

空調設備の工事に係る初期費用、エネルギーコスト、維持管理費用及び機器更新費用を含めたライフサイクルコストの削減に配慮した設計、施工を行う。

(5) 環境への配慮

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩量の削減に貢献するよう、施工段階から運用期間まで環境保全に留意する。また、教育・保育環境、

周辺地域環境に対する影響（特に騒音に対する影響）を十分検討したうえで、必要な措置を講じる。

4 工事対象施設

対象となる施設は、淡路市立北淡認定こども園（淡路市浅野神田116）の園舎とする。

5 事業範囲

本事業は、受注者が本要求水準書に示された要求水準に沿って、次の事業を行う。

- (1) 現地調査、設計業務
 - ア こども園の空調設備の設計業務（工事に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成）
 - イ その他附属する業務
- (2) こども園の空調設備の更新工事
 - ア 空調設備施工業務
 - イ 安全対策
 - ウ その他附属する業務
- (3) 工事監理業務
 - ア こども園の空調設備の工事の工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）
 - イ その他附属する業務
- (4) その他の業務遂行上必要な業務

6 業務における留意事項

本事業の遂行にあたっては、以下の事項に留意する。なお、各業務における個別の留意事項は、本要求水準書の「第2」～「第3」において別途記載する。

- (1) 事業計画の妥当性（確実な事業実施体制の構築）
 - ア 本事業の目的、基本方針を踏まえ、事業計画を作成する。
 - イ 設計、施工の費用、エネルギー費用の各費用について、バランスのとれた計画とする。
 - ウ 事業実施にあたって、妥当性があり、かつ、実施可能なスケジュールを計画する。
- (2) リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保
 - 契約書等に定める内容に従い、予想されるリスクを適切に把握し、対応策について、あらかじめ十分な検討を行い、受注者が有するリスクを適切に配分することで、事業期間中に発生したリスクに対して的確に対応できる方策を講じる。
- (3) 地域社会・地域経済への貢献

事業の実施に伴い、本事業の業務の一部を第三者に再委託または請け負わせるにあたり、淡路市内業者の選定に努める等、地域経済への貢献に積極的に取り組む。

(4) 環境負荷の低減

ア 事業期間全体を通して、環境負荷の低減に十分配慮するとともに、空調環境の提供に消費するエネルギー量を削減し、二酸化炭素排出量やフロン類の漏洩量の削減に配慮する。

イ 使用する材料の選定等において、環境負荷を低減するための工夫を行う。

ウ 近隣への騒音の発生に十分留意すること。

(5) 教育・保育環境の継続的な確保

ア 対象室内における位置によって温熱環境に大きな差異が生じない機器の選定や配置計画を行う。

イ 施工にあたっては、児童の教育・保育環境に十分配慮した施工計画及び工程計画を策定するとともに確実な実施を施す。

ウ 運用にあたっては、職員等が容易な操作で運転や管理が可能な設備の導入を行うとともに適切な運用支援を計画し、実施する。

7 業務従事者の要件等

本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、以下の事項に従う。

(1) 業務従事者は、互いに打合せを十分に行い、本事業を円滑に進める。

(2) 業務従事者は、本事業の実施場所がこども園であることを踏まえ、良好な教育・保育環境の維持に配慮し、市及びこども園と十分に協議して事業実施を行う。

ア 本事業の実施にあたって、市またはこども園と協議した場合には、その協議記録を作成・保管し、市からの指示があるときは、当該協議記録を提出する。上記以外に、近隣への対応、当該所轄官庁への申請、届出、協議等を行った場合には、その協議記録等を作成・保管し、市からの指示があるときは、当該協議記録等を提出する。なお、申請書・届出等の副本は市に提出する。

イ 業務従事者がこども園等に立ち入る際は、業務従事者であることを容易に識別できる服装で腕章等を着用し、業務にあたる。

8 第三者の使用

設計、施工の各業務を行うにあたって、再委託または下請け等の第三者を使用する場合、再委託の場合は事前に市に申請し、下請けの場合は施工体系図及び施工体制台帳を提出すること。

9 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計、施工の各業務の提案内容に応じて関連する以下の

法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にする。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令を遵守する。なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を使用する。

(1) 法令等

- ア 地方自治法
- イ 学校教育法
- ウ 計量法
- エ 消防法
- オ 労働安全衛生法
- カ 労働基準法
- キ 電気事業法
- ク 騒音規制法
- ケ 振動規制法
- コ 学校保健安全法
- サ 建築基準法
- シ 建築士法
- ス 建設業法
- セ 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- ソ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- タ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- チ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ツ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- テ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ト 大気汚染防止法
- ナ 石綿障害予防規則
- ニ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ヌ 高圧ガス保安法
- ネ ガス事業法
- ノ 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- ハ 下水道法
- ヒ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- フ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ヘ 労働者災害補償保険法
- ホ 道路交通法
- マ 個人情報保護法

(2) 条例等

- ア 兵庫県建築基準条例
- イ 兵庫県環境基本条例
- ウ 兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- エ 兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例
- オ 兵庫県建築基準条例
- カ 兵庫県建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則
- キ 淡路広域消防事務組合火災予防条例
- ク 淡路市環境基本条例
- ケ 淡路市下水道事業の設置等に関する条例
- コ 淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- サ 淡路市暴力団排除条例
- シ 淡路市議会の個人情報保護に関する条例

(3) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の基準類を適宜参考にする（特に記載のないものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修とする）。なお、基準類はすべて最新版が適用され、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応について市及び受注者で協議を行う。

- ア 学校環境衛生基準（文部科学省告示）
- イ 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- ウ 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- エ 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- オ 建築工事標準詳細図
- カ 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- キ 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- ク 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- ケ 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- コ 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- サ 公共建築工事積算基準
- シ 公共建築工事標準単価積算基準
- ス 公共建築数量積算基準
- セ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ソ 公共建築設備数量積算基準
- タ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- チ 建築設備設計基準
- ツ 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人

建築研究所監修)

- テ 官庁施設の総合耐震計画基準
 - ト 建築工事監理指針
 - ナ 電気設備工事監理指針
 - ニ 機械設備工事監理指針
 - ヌ 建築改修工事監理指針
 - ネ 営繕工事写真撮影要領
 - ノ 工事写真の撮り方建築設備編（一般社団法人公共建築協会編）
 - ハ 内線規程（一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）
 - ヒ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）
 - フ 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）
 - ヘ LPガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
 - ホ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）
 - マ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）
 - ミ 「建築物の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）
 - ム 各種計算基準（一般社団法人日本建築学会）
- (4) その他
- ア 淡路市公共工事特記仕様書（淡路市子育て応援課）
 - イ 兵庫県施工プロセスチェックリスト
 - ウ 兵庫県土木設計業務等の電子納品に関する運用指針(案)
 - エ 兵庫県工事完成図書等の電子納品に関する運用指針(案)
 - オ その他の関連要綱・各種基準等

10 本事業のスケジュール

本事業の主なスケジュールは以下のとおり。

- (1) 令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業設計・施工一括発注業務
契約締結日から令和8年12月15日まで

11 事業関連資料等の取扱い

- (1) 市が提供するこども園の図面等の資料は、一般公表することを前提としていな

い情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意する。

- (2) 提供された資料等は、本事業に係わる業務以外で使用できない。また、不要になった場合には、速やかに返却する。
- (3) 提供した資料等を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理したうえ、上記の返却時までにはすべて廃棄する。
- (4) 受注者は、本事業を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、紛失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月29日条例第1号）を含む関係法令の規定に従うほか、市の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- (5) 受注者は、業務従事者又は従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
- (6) 市は、受注者が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- (7) 市は、受注者が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、受注者は直ちに市の勧告に従わなければならない。

第2 設計業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

本要求水準書、受注者提案等に基づき、こども園における更新空調設備の工事並びに空調設備に伴う電気設備の工事を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、以下の業務を含む。

ア 設計のための事前調査業務

イ こども園における設計業務（こども園の設計図書を作成等含む）

ウ その他、付随する業務（(6)業務の報告及び書類・図書等の提出に記す業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査など。なお、調整業務には、こども園関係者との調整も含む。）

(2) 業務の期間

事業全体のスケジュールに整合させ、受注者が計画する。

(3) 設計体制及び管理技術者の配置

設計業務を遂行するにあたっては、以下に示す有資格者等を管理技術者及び設計担当者として配置し、設計業務着手前に市の承認を得る。なお、設計業務の履行期間中において、その者が管理技術者もしくは設計担当者として著しく不適当と市がみなした場合、速やかに適正な措置を講じる。

設計者（管理技術者）は、令和8年度 淡路市立北淡認定こども園空調設備更新事業 設計・施工一括発注業務募集要項の2（1）ウ（ウ）の基準を満たす者を配置すること。

(4) 設計内容の協議

設計にあたっては、市と協議し行う。協議の方法、頻度など業務の詳細については受注者の提案による。

また、市との協議内容については、書面（協議記録）に記録し相互に確認する。

(5) 設計変更

市は、必要があると認めた場合、受注者に対し設計の変更を要求することができる。この場合の手続き及び費用負担等は事業契約書で定める。

(6) 業務の報告及び書類・図書等の提出

受注者は、定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明および報告を行うとともに、「別紙1 提出書類一覧（設計業務）」に示す書類・図書等を、様式を含めて作成のうえ、施工に先立ち市に提出し承認を得る（単価合意を含む）。

なお、設計に関する書類・図書等の著作権は市に帰属する。

2 設計業務の基本方針

- (1) 環境負荷低減への配慮
 - ア 消費エネルギー量を削減し、運用にかかる費用の負担軽減や環境負荷の低減に貢献する機器性能上の配慮を行う。
 - イ 二酸化炭素排出量の削減に配慮する。
 - ウ リサイクル材やリサイクル性の高いエコマテリアルの積極的採用に努め、環境負荷低減に配慮する。
 - エ 既存設備の撤去にあたっては、再資源化に配慮する。
- (3) 更新設備の性能（効率性、快適性、操作性、安全性への配慮）
 - ア 更新設備の性能（仕様等）の決定にあたっては、長期間にわたって、こども園関係者に対し、快適で健康的な室内環境を提供することに配慮する。なお、台数は、既存設備を基本とする。
 - イ 導入される機材の配置や仕様、施工の時期、期間、方法等を十分に検討し、こども園関係者の安全確保に留意する。
 - ウ こども園の敷地条件の違いに配慮した計画とし、機器の設置にあたっては、こども園教育・保育環境への影響及びこども園の周辺地域への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）に配慮する。
 - エ 空調機器は冷暖房機能を有するトップランナー機器を選定すること。
 - オ 耐塩害仕様とする。
 - カ 機器選定にあたっては、職員による容易な管理・取扱いに配慮する。
 - キ 各対象の敷地形状、こども園の配置等に留意のうえ、適切な機器の選定、工事を行う。なお、使用するエネルギーは、電気とする。
 - ク 室外機、室内機、各種配管等の工事に際し、障害物がある場合は、市の指示に従い、受注者の負担において移設させ、または機能復旧させることを原則とする。
(例：敷地内の樹木の移植、敷地内排水溝の付け替え、室内照明、感知器の移設等。)
 - ケ 既存建築物との調和に留意し、既存建築物への影響（騒音、振動、温風、臭気等の発生等）を低減するように配慮するほか、景観等にも配慮する。特に、住宅等に隣接する場所に室外機等を設置する場合は、特段の配慮を行う。
 - コ メーカー保証期間を超えた独自の保証期間の設定や、故障時の速やかな復旧体制について提案すること。
- (4) 設計計画、設計体制の妥当性
 - ア 本事業で求める供用開始時期に合わせ、確実に引き渡しが可能となる確実性、妥当性の高い設計計画、設計体制とする。
 - イ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築し、統一的な品質管理体制となるよう配慮する。
- (5) フレキシビリティへの配慮

ア 将来の改修や改築等に伴う空調設備の移設、増設等に備え、フレキシビリティや汎用性の確保に十分配慮しながらゆとりある設備とし、設備の移設や復旧が容易、かつ、速やかに可能となるよう配慮する。

イ 改修工事に伴い施工中以外の諸室において空調環境の中断が生じないように配慮する。

ウ 機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮する。

(6) その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育・保育環境を確保するための配慮を行う。

3 設計業務の要求水準

(1) 耐震安全性の分類

耐震安全性は以下の分類で設計すること。

ア 構造体 II類

イ 建築非構造部材 B類

ウ 建築設備 乙類

(2) 空調設備の一般的要件

ア 運転に関して有資格者等の常駐を必要としない方式を採用する。

イ 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用する。また、同一能力をもつ機種に、使用する冷媒が複数選択可能な場合は、原則として、本事業で使用する主たる冷媒を優先的に使用する。

ウ 設計図書等にはJIS条件により運転した場合の機器能力で表記する。

エ あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカーまたは接着系アンカーを使用する。

オ 屋外で使用するボルト等はステンレス鋼製とし、配管支持材についても防食に配慮する。

カ 冷媒管の保温の外装は、製造者の標準仕様とすることは可とするが、メンテナンスが容易な材料とすること、屋内露出部分は保温化粧ケース内に納めてもよい。この際、ドレン管の保温は樹脂製製品の使用も可とし、屋外露出部分についての保温は不要とする。屋外のドレン管はカラーVPの使用又は塗装を行うこと。

キ エアコンのドレンは配管端部にSUS製の防虫網を設置し、手洗い場、ドレン、雨水側溝、植栽などに放流する。また、必要に応じてドレン用トラップ等を設置する。

ク 室内機の設置位置は行事等の支障の無い位置とすること。

ケ 屋内外を問わずこども園関係者の手の届く位置にある配管及び保温等の耐久

- 性、耐衝撃性に留意する。特に児童が触れる可能性が有る位置に設ける場合は隠ぺいする等の措置を講ずること。
- コ 屋外露出配線は厚鋼電線管による金属管配線とし、屋内露出配線は、金属管配線または金属線ぴ配線とする。
- サ 屋外キュービクルまたは電気室・園舎間、園舎・園舎間等を横断する配線は、原則として、地中管路を使用する。やむを得ない場合には、こども園関係者の手の届かない架空対応も可能とする。
- シ プルボックスの仕様は、屋内は鋼板製、屋外はステンレス鋼板製とする。
- ス 漏電遮断器の負荷に対する専用の接地を施す。
- セ 使用する室外機等が、騒音規制法等の特定施設に該当しない場合であっても、その騒音値がこども園の敷地境界線上にて当該地域の騒音に係る規制基準値を超える場合には防音壁等設置の検討を行う。
- ソ 室外機の設置に関して、埋設配管へ干渉や上部に設置をしないこと。やむを得ず、設置する場合は、迂回工事を行い適切に処置すること。なお、撤去又は移設するにあたり、事前に市及びこども園と協議すること。
更新設備の工事に際し、花壇、菜園、排水溝、散水栓、バルブボックス、照明器具、感知器等の既存物の移設が必要となる場合には、市及びこども園と協議の上、対応を決定し、受注者の負担によりこれらを移設し、速やかに機能回復等を行う。
- タ 既存樹木は可能な限り現状維持を図り、やむを得ず既存樹木が支障となる場合には、市及びこども園の承諾を得て、撤去、移植または枝払いを行うことができる。なお、記念樹は極力移植する。
- チ 機器の能力は、空調負荷計算に基づき決定する。なお、外気温度、室内温度及び配管長等による機器能力の補正は、実際に使用する機器の能力特性を用いてよい。
- ツ 対象室内における室内の騒音レベルは、できるだけ室中央部の床上1mで55dB(A)(弱運転時)以下とする。
- テ 圧縮機の電動機出力の合計が3.7kW以上のもので定格出力の力率が80%未満のものは、進相コンデンサを設ける。[01]
- ト 室外機は原則として既存位置(屋上)とし、受注者において耐震性の確認を求める。なお、地上部分に設置する場合は、面積が可能な限り小さくなるよう考慮し、敷地内の有効スペース確保に留意する。
- ナ 室内機を天吊形とする場合は、有効な振れ止め対策等、必要な対策を講じる。
- ニ 室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、感知器の移設等の必要な措置を事前に講じる。供用開始後に誤報が出た場合、受注者が感知器の移設(届出等を含む)を行う。
- ヌ 室内機は対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数を適切な位置に設置

する。

ネ 配管等のコンクリート壁の貫通は極力避ける。やむを得ず貫通する場合は、構造上支障のなく、児童の手の届かない場所等こども園運営に支障をきたさない場所とする。

ノ 室外機、配管等の設置にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘案し、必要な安全対策、防音対策の検討、防振対策(共振対策を含む)、排熱対策等を講じる。特に、こども園関係者の安全確保、機器類の保全、いたずら防止の観点から、室外機、配管に容易に手が触れることのできる箇所ではフェンス等を取り付ける。

ハ 配管等が窓ガラスを貫通する場合には、既存ガラスを撤去したうえで耐食性のあるアルミパネル等の金属パネルを取付けるとともに、窓が開かないよう対策を行う。なお、サッシの改修にあたっては、こども園の採光及び自然換気に必要な開口部の面積を確保する。なお、配管等によって既設カーテン等が全閉状態となくなった場合は、当該箇所に開閉可能なカーテンを設置する等、対象室の冷房エネルギーの削減を図るとともに適切な光環境を確保する。

(3) 運転管理方式

ア 更新空調設備は、各室内機に対応する個別リモコンによる個別運転を可能とする。

イ 更新空調設備に係る運転管理方式は、集中管理方式とし、以下を満たす。

(ア) 集中管理コントローラはタッチパネル式とし、原則、事務室内等に設置する。

(イ) 集中管理コントローラは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮する。

(ウ) 集中管理コントローラで一括運転・停止操作ができ、全室内機の運転管理(稼働状態(オン・オフ状態)確認、温度設定等)を可能とする。

(エ) スケジュールタイマーによる運転管理(特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等)を可能とする。

(オ) 詳細はこども園関係者との協議による。

(4) エネルギーの供給に必要な設備

ア 本事業に必要な電気のエネルギーについて、既存の電気設備の容量が不足する場合は、電気設備の増設等を行い、十分な電力供給を確保する。

イ 既存の変圧器容量が不足すると想定される場合は、十分な容量の変圧器に交換または増設を行う。変圧器の交換または増設にあたっては、原則として既存キュービクル内で行うよう努める。新たに既存設備外で増設する場合は、こども園及び市と協議のうえ、設置する。

ウ 変圧器の交換等に伴う附属機器等の交換や増設は、「第1 9 遵守すべき法

制度等」の事項に適合させる。

(5) 熱負荷計算条件等

ア 更新設備の導入に関する熱負荷計算は「別紙4 設計用屋外・屋内条件」を参考にするほか、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）による。

イ 熱負荷計算は夏季の冷房時の条件のみで行うものとするが、暖房機能も有すること。

ウ 冷房時の熱負荷計算は、午前8時から午後3時の時刻を対象とする。

エ 機器能力の選定に当たっては、既設機器能力を基準としつつも、今後予定されている照明のLED化に伴う内部負荷の低減や、近年の夏季の極端な気温上昇（外気温35℃以上）等の最新の気象状況を適切に反映させること。

オ 単なる既設同等品への更新ではなく、熱負荷計算に基づき、省エネ性能と快適性を両立した最適な定格能力を算定し、空調対象面積に応じた最適な機器を選定すること。

(6) その他

ア 設計にあたっては、既存の建物や設備機器、配管等への影響に十分配慮する。

イ 将来の維持管理、機器更新、その他の工事を考慮し設計を行う。

ウ こども園において、将来、想定されるこども園の改修や改築工事等の際、空調環境の中断が生じないようにできるだけ配慮し、市と十分に協議のうえ、機器の配置や配管ルートを決定する。

エ 今後実施される大規模改修に対し工事された機器配管等が極力再利用可能となるよう配慮して設計を行うものとする。

オ 空調設備の設計にあたっては、建築設備士又は設備設計一級建築士からの助言を求めること。

第 3 施工業務要求水準

1 基本事項

(1) 業務の範囲

業務水準に基づき、こども園における更新空調設備工事を実施する。施工業務には、以下のものを含む。

ア 施工のための事前調査業務

イ 施工業務（施工業務には、更新空調設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存設備の撤去・処分等）を含む。）

ウ その他、付随する業務（(4)に記す業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、こども園関係者との調整も含む。）

(2) 業務の期間

「第 1 10 本事業のスケジュール」に定めるとおりとする。

(3) 業務体制及び主任技術者等の配置

施工業務を遂行するにあたっては、建設業法の規定を遵守し、以下に示す有資格者等を配置し、施工業務着手前に市に提出して承認を得る。

受注者は、建設業法に規定する主任技術者を適切に配置する。ただし、配置期間は工事の施工期間中のみとする。

(4) 業務の報告及び書類・図書等の提出

受注者は、施工計画書に基づき定期的に市に対して施工業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、各工事監理指針及び施工プロセスチェックリストに示す書類・図書等を市に提出し、承認を得る。

2 施工業務の基本方針

(1) 施工計画・施工体制の妥当性

ア 「第 1 10 本事業のスケジュール」に示す空調環境の供用開始時期に、確実に運転が可能となる確実性、妥当性の高い施工計画・施工体制とする。

イ 施工期間中におけるこども園現場の安全確保を行う。

ウ 施工に伴うこども園の教育・保育環境への影響及び周辺地域への影響（騒音、振動、粉塵、車両通行等）に十分配慮する。

エ 性能、工期、安全等を確保するため、責任が明確な体制を構築するとともに、統一的な品質管理体制とする。

(2) 環境負荷低減への配慮

施工段階においても、環境負荷の低減に配慮し、廃棄物の削減を図る。

(3) その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育・保育環境の確保に配慮する。

3 施工業務の要求水準

(1) 一般的要件

- ア 受注者は、空調設備工事一式を施工する。
- イ 工事施工その他、空調設備の整備にあたって必要となる各種申請、届出等は、受注者の責任・費用において行う。
- ウ 仮設、更新工事及びその他工事を行うために必要な一切の業務は、受注者が自己の責任において遅滞なく行う。
- エ 更新工事期間中、常に工事記録を整備する。
- オ 市の承諾を得た場合は、こども園運営上、支障のない範囲で、工事に必要な工事用電力、水道、ガスを無償で使用できる。ただし、電力については、漏電ブレーカーの設置等の安全対策を求める。また、電気主任技術者の立会に要する費用等は、自己の費用及び責任において調達する。
- カ なお、試運転調整期間内において、市の都合において空調設備の使用（実態的な空調機器の使用開始を含む。）を行う場合に必要なエネルギー費用は市が自ら負担する。
- キ 令和8年12月上旬までに、全ての更新空調設備の試運転が開始できるように工事する。
- ク 各工事監理指針及び施工プロセスチェックリストに基づき、施工状況や調整の結果等の検査を受けるものとする。

(2) 現場作業日・作業時間

- ア 現場作業日、作業時間は、教育・保育時間及びこども園行事等に影響のない範囲とし、原則として次による。なお、事前にこども園と作業工程について十分に協議を行う。また、週休2日制適用工事の対象としない。
- イ 日曜日、祝日及び夜間に工事を行う場合は事前にこども園と作業工程について十分に協議を行う。日曜日、祝日及び夜間に作業を行う場合、近隣に配慮し、事前に計画書を提出し、こども園の了解を得たうえで作業を行う。なお、閉園後や土曜日、日曜日、祝日であっても、こども園行事等で園舎等の内外が使用されるときがあるため、十分にこども園施設長と作業工程の調整を図ること。
- ウ 基本的な作業時間は、原則、午前8時30分から午後5時までとする。
- エ 騒音・振動を伴う作業は、教育・保育に影響がない時間帯に行う。開園日においては、事前に市及びこども園と十分に調整のうえで行う。
- オ 開園日においては通園時間帯の工事車両の通行を原則行わない。なお、混み合う登園時間帯は概ね午前7時から午前9時30分までの間、降園時間帯は概ね午

後3時から午後6時までの間、まばらに保護者が迎えに来ます。

(3) エネルギー供給、設備システム等の機能確保

ア 電力、ガス、水道等のエネルギー供給及び既存設備は、工事期間中も従前の機能を確保し、必要に応じて配管・配線の盛り替え等の措置を講じる。

イ 工事に伴い、上記機能が一時的に停止する場合は、事前に市及びこども園と協議し、必要に応じて代替措置を講じる。

ウ 機械警備システムが工事上支障となる場合、市、こども園及び市が委託する警備管理業者と協議のうえ、必要な措置を講じる。なお、この場合、施工等は警備管理業者が行い、必要な費用は市の負担とする。

エ 火災警報装置等の防災システムは、工事中も正常な動作を担保する。やむを得ず稼働できない場合には、市、こども園及びその他関係機関と協議し、適切な代替措置を講じる。

(4) 別途工事との調整

本事業期間中にこども園敷地内において、他の工事や作業等が行われる場合は、市及びこども園を通じ、別途工事等の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進める。

(5) 安全性の確保

ア 工事の実施にあたっては、こども園関係者に対する安全確保を最優先する。

イ 工事で使用する範囲は必要最小限とし、安全確保が必要な場所及びこども園と市の要望するすべての箇所に仮囲い等により安全区画を設定する。工事用車両の運行経路の策定にあたっては、こども園関係者の安全に十分配慮し、事前に市及びこども園との協議・調整を行う。

ウ 大型資材搬入時には警備員を配置する等、受注者の責任で安全の確保に配慮する。

エ 外部足場を設置する際は、工事中のこども園関係者の動線に留意し、下部には仮囲い、足場全面にはネット状養生シート張りとする等により安全性を確保する。また、建築物への出入りは可能な状態とし、上部からの落下物対策を行う等により安全性を確保する。

(6) 非常時・緊急時の対応

事故、火災等、非常時・緊急時への対応について、あらかじめ防災マニュアルを作成する。また、事故等が発生した場合は、防災マニュアルに従い直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じる。

(7) 近隣対策等

ア 受注者は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他更新空調設備の工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施

する。

イ 近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に工事の内容、影響等について、近隣への周知を行う。

(8) 工事現場の管理等

ア 公衆の見通しがある場所に各工事監理指針及び施工プロセスチェックリストに則り、工事用看板等により、工事概要、施工体系図、緊急連絡先等を掲示する。また、事前に、こども園施設長、市も含めた緊急連絡簿を市及びこども園に届け出る。

イ 更新工事を行うにあたって使用が必要となる場所及び設備等について、各々その使用期間を明らかにしたうえで、事前に市及びこども園に届け出て、承諾を得る。

ウ 善良なる管理者の注意義務をもって、上記の使用権限が与えられた場所等の管理を行う。

エ こども園内に材料、工具等を保管する場合、保管場所には必ず施錠を行い管理する。

オ 工事中も、必要台数の駐輪・駐車スペースが確保できるよう配慮する。

カ 作業時にこども園内の器物や児童等の作品等を破損しないよう十分に注意する。また、破損事故等が発生した場合は、こども園施設長及び市に直ちに連絡し、その指示に従う。

(9) 試運転調整

初期運転時において、以下の試運転調整を行う。

ア 風量、吸込温度、吹出温度、外気温度、室温の測定（概ね6.5㎡につき1箇所以上で、床上1.0mの位置で測定する。）

イ 室内及び室外の騒音の測定

ウ 単位時間あたりのエネルギー消費量の測定（初期運転状態の記録）

エ 工事完了後から行う維持管理業務の仕様書作成支援を行う。

(10) 工事写真

ア 各工事監理指針及び施工プロセスチェックリストに則り、工事を行う箇所について、施工前、施工中及び施工後の工事写真を提出する。設置した室内機、室外機、受変電設備（増設・新設した場合に限る。）は、全ての機器について、図面と対応した写真を提出する。また、工事状況写真、工事完成後外部から見えない主要な部分並びに使用材料及び設計内容が確認できる写真も提出する。

イ 国庫補助申請用の写真については、上記のものを加工したものを紙及び電子媒体により別途提出する。なお、詳細については、事前に市に確認する。

(11) 部分完成検査の受検

空調設備試運転完了時に、部分完成検査を行うものとする。

(12) 完了検査の受検

- ア 各工事監理指針及び施工プロセスチェックリストに則り、工事完了後、検査職員による完成検査を行い、こども園において、いずれも業務水準を満たしていることを含めて確認する。
- イ こども園の当該完成検査の日程を事前に市及びこども園に対して通知する。
- ウ 市及びこども園に対して、完成検査の結果を書面で報告する。

(13) 建設副産物の取り扱い等

- ア 工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル等、再資源化に努め、再生資源の積極的活用を努める。
- イ 建設リサイクルデータ統合システム（COBRISシステム）により、あらかじめ再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、工事完成後は実施記録を作成し、事前に市に提出する。

(14) その他

- ア 施工中は、「第19 遵守すべき法制度等」のほか、「建設工事公衆災害防止対策指導要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害防止及び環境の保全に努める。
- イ 工事の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。工事現場の安全衛生に関する管理は現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法規に従って行う。
- ウ 工事用車両の出入りに対する交通障害、安全の確認等、構内及び周辺の危険防止に努める。近隣地域における工事用車両の通行は、朝夕の通学、通勤、通園の時間帯を避け、通行には十分注意し、低速で行う。
- エ こども園敷地周辺道路への工事関係車両の駐車や待機を禁じる。
- オ 気象予報または警報等には常に注意を払い、災害の防止に努める。
- カ あと施工アンカーの施工は、日本建築あと施工アンカー協会「あと施工アンカー施工技術者」の資格認定者が行うことを原則とする。
- キ あと施工アンカーについては、引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行う。
- ク 火気使用や火花の飛散等、火災の恐れのある作業を行う場合は火気取扱いに十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器等を作業場所周辺に設置し、火災防止の徹底を図る。
- ケ こども園敷地内及びその付近において、喫煙を禁止する。
- コ 駐車場、資材置場等の位置について市及びこども園に承諾を得る。
- サ 交付金申請手続きへの協力並びに会計検査に係る資料作成の協力及び会計検査の対応への協力を行う。

- シ 今後実施される大規模改修工事に対し、設置された機器・配管等が極力再利用可能となるよう配慮して施工するものとする。

第4 工事監理業務要求性能水準

1 基本事項

(1) 工事監理業務を行う者の要件

ア 工事監理業務を行う事業者においては、下記の要件を満たすこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

イ 工事監理業務体制及び工事監理者の配置

工事監理業務を遂行するに当たっては、以下に示す有資格者等を配置し、工事監理業務着手前に市に提出して承認を得ること。

工事監理者は、工事監理における責任者の立場で、電気設備・機械設備の設計趣旨・内容を総括的に工事監理できる者とし、常勤の自社社員で、かつ、参加表明書提出日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有していること。なお、工事監理者は、設計者（管理技術者）又は設計者（担当者）若しくはその両方と兼ねることができる。

(2) 業務の範囲

本要求水準書、受注者提案に基づき、工事監理者を設置し、設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に市に対して工事及び工事監理の状況を報告する。工事監理業務には、以下のものを含む。

ア 施工に係る工事監理業務

イ その他、附随する業務（(4)に記す業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調査業務には、こども園との調整も含む。）

(3) 業務の報告及び書類・図書等の提出

提出書類は、別紙3に示す書類とし、書類・図書等を市に提出し承認を得ること。

2 基本方針

設計段階から、施工、設備の引渡しまでの期間において、市及び設計者、施工者との調整を適宜行い、施工完了後はすみやかに完了報告を行うことができるよう工程管理を行う。

更新設備の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じる。

3 工事監理業務の要求水準

(1) 一般的要件

ア 受注者が選任した工事監理者は、以下の業務のほか、空調設備等の更新工事の適切な管理に必要な業務を行う。

(ア) 工事、撤去及び関連工事等業務の工事監理

(イ) 工事、撤去及び関連工事等業務で作成する全ての書類、図書が事業契約書等に定めるとおりであるかの審査

(ウ) 協議記録の作成及び市への提出

イ 工事監理業務の完了に当たって、品質管理のためのチェックリスト（あらかじめ、市との協議によって受注者が作成する。）に基づき、自主的に工事監理記録等の内容を検査し、その結果を市に報告する。

ウ 工事監理者は、必要に応じ市に対し工事監理の状況を報告し、市の確認を受ける。

また、工事監理者は、市が要請したときには、工事施工の事前及び事後報告、施工状況の随時報告を行う。

エ 工事完了時には、工事監理者による完了検査を行う。

オ 工事監理者は、こども園の工事が完了したときに市に対して完了検査の結果報告を行うとともに、市が行う完成検査に立ち会う。

(2) 受注者が行う完了検査

ア 本事業において選任された工事監理者のうちこども園の工事を担当したもの以外の者の中から検査員を選定し、完了検査を行う。

イ 受注者は、完了検査及び試運転の実施については、事前に市に通知する。

ウ 市は、受注者が実施する完了検査及び試運転に立ち会うことができる。

エ 受注者は、市に対して完了検査記録やその他の検査結果に関する書面の写しを添え、完了検査及び試運転の結果を報告する。

(3) 市が行う完成検査

ア 受注者は、完成検査に必要な工事完成図書を作成し、市に提出する。

イ 市は、受注者による前項の完了検査及び試運転の終了後、受注者立会いの下で完成検査を実施する。

別紙1 提出書類一覧(設計業務)

1 着手前に提出する書類※1

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※2	1	A4	
2	着工届	1	A4	
3	業務工程表	1	A3	
4	管理技術者届	1	A4	経歴書等※3を含む
5	その他市が必要と認める書類	1	A4	

- ※1 市の求めに応じて、受注者と設計業務を行う企業との契約書の写しを提出する。
 ※2 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。
 ※3 管理技術者の資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出する。

2 設計中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務報告書	1	A4	1ヶ月ごと
2	その他市が必要と認める書類	1	A4	

3 設計完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	
2	業務完了届(設計)	1	A4	
3	打合せ議事録	1	A4	
4	設計図	3	A3	A3 二つ折り製本
5	設計計算書	1	A4	騒音計算書 空調熱負荷計算書 選定基準に定める省エネ性能指標(APF等)を含むこと
6	設計内訳書	2	A4	種目別内訳、科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上)明細を含む
7	その他市が必要と認める書類	1	A4	

- ※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

別紙2 提出書類一覧(施工業務)

1 着手前に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	
2	工事着手届	1	A4	
3	現場代理人・主任技術者通知書※2	1	A4	
4	工程表	1	A4	
5	請負代金内訳書	1	A4	内訳明細を添付
6	受注時工事カルテ承諾願及び受領書	1	A4	
7	施工体制台帳の写し及び施工体系図	1	A3	
8	施工計画書(要領書)	2	A4	各種工事
9	計画工程表	2	A4	施工計画書に綴じこむ
10	使用機材一覧表	2	A4	同上
11	建設廃棄物処分計画書	1	A4	
12	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書	1	有	施工計画書に綴じこむ
13	建設発生土処分計画書	1	有	施工計画書に綴じこむ
14	各官公庁への届出書類	1	A4	
15	その他市が必要と認める書類	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

※2 資格を証する書類、経歴書及び雇用を確認できる書類を提出する。

2 工事期間中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4	
2	打合せ議事録	1	A4	
3	施工写真	1	A4	
4	工程表	1	A4	月間・週間・進捗状況報告等
5	施工図・承諾(製作図)・機器納入仕様書	1	A4	
6	機材検査試験成績報告書	1	A4	
7	施工検査試験成績時報告書	1	A4	
8	各官公署検査済証、成績表、合格証	1	表紙有	原本
9	施工体制台帳変更部分の写し	1	A3	
10	COBRIS・途中変更工事カルテ受領書	1	表紙有	
11	安全管理実施報告書	1	A4	
12	その他市が必要と認める書類	1	A4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。提出時期は設計及び工事期間中の適当な時期とすること。

3 工事完成時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考	
1	業務水準チェックリスト※1	1	A4		
2	完成届	1	A4		
3	建設業退職金共済証紙貼付実績書	1	A4		
4	COBRIS・竣工工事カルテ受領書	1	A4		
5	工事写真	施工写真	1	A4	
6		完成写真	1	A4	
7	実施工程表	1	A3	出来高曲線（赤）記入	
8	完成図書※2		1	A4	
	機 器 完 成 図	(1) 目次			
		(2) 設備概要書			
		(3) 機器別完成図			
		(4) 機材材質証明書			
		(5) 機材検査証明書			
		(6) 工場試験報告書			
		(7) 工場立会検査報告書			
		(8) 現場据付試験報告書			
		(9) 総合試運転報告書			
		(10) 出荷証明等報告書			
	取 扱 説 明 書	(11) 機器別取扱説明書			
		(12) 保全に関する資料			
		(13) 緊急連絡先一覧			
		(14) 各種保証書			
(15) その他					
9	騒音測定記録	1	A4		
10	社内検査報告書	1	A4		
11	再生資源利用実施書・再生資	1	有		

	源利用促進実施書			
1 2	備品・鍵引渡書・同リストの写し	1	A 4	
1 3	備品・鍵引受領書の写し	1	A 4	
1 4	完成図	2	A 4	A 3 二つ折り製本
1 5	電子化完成図	1	C D - ROM	PDF 及び J WW形式
1 6	その他市が必要と認める書類	1	A 4	

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

※2 機器完成図の(4)～(10)は、市との協議により、工事関係書類と合本又は省略することができる。市には(1)～(15)を、こども園には(1)～(3)及び(11)～(14)を提出する。なお、(14)は原本をこども園、コピーを市に提出する。

別紙3 提出書類一覧(監理業務)

1 着手前に提出する書類※1

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務着手届(工事監理)	1	A4	
2	工事監理者届	1	A4	
3	経歴書	1	A4	監理業務を行う者の要件を証明する書類を添付
4	業務計画書	1	A4	
5	その他市が必要と認める書類	1	A4	

2 業務中に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	打合せ議事録	1	A4	
2	その他市が必要と認める書類	1	A4	

3 完了時に提出する書類

No.	書類名称	部数	様式	備考
1	業務完了届(工事監理)	1	A4	
2	設計内訳書	2	A4	種目別内訳、科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上)明細を含む

※1 必要な提出図書の不備・不足及び記載の内容が業務水準を満たしていることを確認したうえで、確認事項が示された一覧表を、様式を含めて作成し提出する。

別紙4 設計用屋外・屋内 基本条件（提案用）

項目		値	
屋内 条件	季節	夏季	冬季
	乾球温度（℃）	26℃	20℃ (乳児室・ほふく室は 別途要検討)
屋外条件		建築設備設計基準（令和6年版）の大阪の値を採用	
対象 範囲	乳児室・ほふく室	床付近で過ごす時間が長いため、上下温度差に配慮すること。冬季は22℃程度の確保を考慮。	
	保育室 (3～5歳児)	活動量が多く、夏季の顕熱負荷が高くなる傾向にあるため、人員密度を適切に反映すること。	
	遊戯室	行事等で全園児・保護者が集まる最大負荷（一時的）を考慮するか、通常利用とするか明記すること。	
	事務室	PC等のOA機器負荷（5～10W/m ² 程度）を見込むこと。	
	調理室	火気使用による排気・給気バランスと、極端な高温防止を考慮すること。	
照明負荷		15W/m ²	
人体 負荷	発熱量（W/K）	顕熱	60w
		潜熱	50w
	人員数(人員密度)	定員を面積で除した値、または0.3人/m ² のいずれか大きい方	
その他内部発熱負荷		見込まない	
すき ま風 負荷 ※3	風速（m/s）	建築設備設計基準（大阪）に準ずる	
	風量（m ³ /（m ² ・h））	換気回数 0.5回/h 以上を見込むこと	
ガラス面負荷		現況サッシ・ガラス種別に基づき算出	
余裕係数		1.1	
送風機負荷係数		1.05	

- ※1 基本は通常利用（定員の半分程度など）とするが、一時的な多人数集会時の負荷についても、選定機器の最大能力範囲内で可能な限り対応できる計画とすること
- ※2 廊下やトイレの扉を開け放つことが多いため、保育室の負荷計算時に隣室との温度差による負荷についても考慮すること。

※3 本施設は沿岸部に位置し、冬季の季節風の影響を強く受けるため、立地条件を考慮した安全側のすきま風負荷を見込むこと。

各室の計算に当たっては、園の特性（児童の活動量や行事等による利用人数の変動）を考慮したうえで、最も効率的かつ効果的な配置・能力を選定すること。

機器リスト一覧

件名 淡路市立北淡保育所建設工事様

系統	機種名	別売品	別売品名称	台数	備考
MAC0-1	RXYP730AAE		ビル用マルチ室外機	1	耐塩害仕様
		K-KSV280GBB	防振架台	1	
		K-KSV450GBB	防振架台	1	
		K-ESS18D	スカイエネカットパッケージ形	1	
		K-ESS8D	スカイエネカットパッケージ形	1	
MAC0-2	RXYP500AAE		ビル用マルチ室外機	1	耐塩害仕様
		K-KSV450GBB	防振架台	1	
		K-ESS18D	スカイエネカットパッケージ形	1	
MAC0-3	RXYP450AAE		ビル用マルチ室外機	1	耐塩害仕様
		K-KSV450GBB	防振架台	1	
		K-ESS16D	スカイエネカットパッケージ形	1	
MAC0-4	RXYP400AAE		ビル用マルチ室外機	1	耐塩害仕様
		K-KSV450GBB	防振架台	1	
		K-ESS16D	スカイエネカットパッケージ形	1	
MAC1-1	FXYHP160M		ビル用マルチ天井吊形	5	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	5	
		KDUP50M160	ドレンアップキット	5	
		KAFJ501D160	ロングライフフィルタ	5	
MAC1-2	FXYHP140M		ビル用マルチ天井吊形	5	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	5	
		KDUP50M160	ドレンアップキット	5	
		KAFJ501D160	ロングライフフィルタ	5	
MAC1-3	FXYHP112M		ビル用マルチ天井吊形	1	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	1	
		KAFJ501D112	ロングライフフィルタ	1	
MAC1-4	FXYFP112MC		ビル用マルチラウンドフロー形	1	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	1	
		BYCP160KSF	オートグリルパネル(フレッシュホワイト)	1	
		KAFP551H160	ロングライフフィルタ	1	
MAC1-5	FXYFP80MC		ビル用マルチラウンドフロー形	1	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	1	
		BYCP160KSF	オートグリルパネル(フレッシュホワイト)	1	
		KAFP551H160	ロングライフフィルタ	1	
MAC1-6	FXYCP56M		ビル用マルチダブルフロー形	2	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	2	
		BYBCJ56LF	化粧パネル(フレッシュホワイト)	2	
		KAFJ531G56	ロングライフフィルタ	2	
MAC1-7	FXYAP71M		ビル用マルチ壁掛形	1	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	1	
MAC1-8	FXYTP140M		ビル用マルチ厨房用	1	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	1	
		KAFJ435A140	ロングライフフィルタ	1	
		KFDJ43A140	スポット吹出口	1	
MAC1-9	FXYTP80M		ビル用マルチ厨房用	3	✓
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	3	
		KFDJ43A140	スポット吹出口	3	
		KAFJ435A80	ロングライフフィルタ	3	
		DCS301B1	ON/OFFコントローラ	3	
		DST301B1	スケジュールタイマ	1	
		KHRP26A22T	REFNETジョイント分岐管	2	
		KHRP26A33T	REFNETジョイント分岐管	5	
		KHRP26A72T	REFNETジョイント分岐管	8	
KHRP26A73T	REFNETジョイント分岐管	1			

AC-1	SZCP160ABDE		スカイエア天カセラウンドフローツイン	1	耐塩害仕様
		BRC1E2	運転リモコン・液晶ワイヤード	1	
		BYCP160KSF	オートグリルパネル(フレッシュホワイト)	2	
		KAFP551H160	ロングライフフィルタ	2	
		K-ESS6DA	スカイエネカットパッケージ形	1	
		KRP58M1	デマンドアダプタ	1	
		KHRP58P216T	ツイン用分岐管	1	
AC-2	S28JCV-E		ルームエアコン天カセシングルフロー	4	耐塩害仕様
		BC40-WF	化粧パネル(フレッシュホワイト)	4	
		KRP928B2S	遠隔制御P板セット	4	
		FILTER	該当図面無	8	

第1章 総則

(総則)

第1条 この契約書で用いる用語は、次の各号の定めるところによるほか、この契約書（頭書及び別に特約条項がある場合はこれを含む。以下同じ。）に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、本事業の入札説明書で定義される意味を有するものとする。

- (1) 「入札説明書等」とは、本事業の事業者の公募にあたり、発注者が公表した書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び様式集等をいう。
- (2) 「提示条件」とは、入札説明書及び要求水準書その他の入札説明書等に示された発注者の要求事項その他発注者が提示した内容、水準等の条件をいい、これらに関する事業者の質問及び意見に基づき発注者が作成し、公表した回答を含む。
- (3) 「事業者提案等」とは、本事業の事業者の選定手続において、受注者が発注者に提出した入札書、提案審査書類等のほか、発注者からの質問に対する回答書その他受注者が本契約締結までに発注者に提出した一切の書類をいう。

2 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、次の各号に定める内容及び水準のいずれをも満たす内容及び水準（以下「業務水準」という。）において、この契約を履行しなければならない。

- (1) この契約書、入札説明書等、提示条件及び事業者提案等、その他この契約に基づいて作成される一切の文書に記載されている内容及び水準
- (2) 業務の履行に関してなされた発注者及び受注者間の一切の合意における内容及び水準

3 この契約書、入札説明書等及び事業者提案等の書類相互間に矛盾又は相違がある場合には、次の各号に掲げる順位でその解釈が優先するものとする。なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、発注者の選択に従うものとする。また、事業者提案等が提示条件に示された内容、水準等の条件より厳格な又は発注者にとって望ましい水準を規定している場合は、事業者提案等が提示条件に優先するものとする。

- (1) この契約書
- (2) 入札説明書等に関する質問に対する回答
- (3) 提示条件
- (4) 事業者提案等

4 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員を含む。）は、この契約に基づく業務を共同連帯して請け負い、各業務を頭書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下、この契約に従い作成された設計業務に関する成果物を「設計成果物」、この契約に従い工事を実施し完成したものを「工事的目的物」、工事監理業務に関する提出書類のことを「工事監理成果物」といい、設計成果物、工事的目的物及び工事監理成果物を合わせて「本件成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。この契約に定める、受注者のすべての支払いの請求（前払金、中間前払金、部分引渡し等を含む。）は、代表企業が請求するものとし、発注者は、当該請求について、代表企業に対して支払いをすることをもって、受注者への弁済とする。

5 発注者は、この契約に基づく契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 淡路市生徳新島8番地
淡路市長 戸田 敦 大

受注者

(代表企業)
所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

(構成員)
所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

- 第 19 条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 2 項の規定による決定及び通知、同条第 3 項の規定による請求、同条第 4 項の規定による通知の受理、第 54 条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 2 項の規定による決定及び通知、同条第 3 項の規定による請求、同条第 4 項の規定による通知の受理、第 84 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る行為は、代表企業に対して行うものとし、発注者が代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為（本項前記の各行為に限られない。）は、受注者の全員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為（第 8 条第 4 項、第 15 条第 2 項、第 53 条第 2 項及び第 82 条第 2 項に基づき業務責任者を通じて行うものを除く。）については、代表企業を通じて行わなければならない。
- 6 受注者は、この契約により知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならず、発注者の承諾なく、本件成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。ただし工事的物を除く。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、業務水準に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによるものとする。
- 10 この契約書及び業務水準における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、第 119 条及び第 120 条が適用される場合を除き、神戸地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 13 この契約書第 2 章の規定は設計業務（調査及び解体設計を含む。以下同じ。）についてのみ、第 3 章の規定は工事監理業務についてのみ、第 4 章の規定は施工業務（解体工事を含む。以下同じ。）についてのみ適用する。なお、第 2 章の「業務」は設計業務を、第 3 章の「業務」は工事監理業務を、第 4 章の「業務」は施工業務をそれぞれ個別に指すものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

- 第 2 条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（発注者が金銭的保証を指定した場合における契約の保証）

- 第 3 条 発注者が頭書に定めるところによりこの契約の保証として金銭的保証を指定した場合においては、受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。
- 2 受注者が、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供とみなす。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者は、受注者がこの契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 4 前 3 項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 8 項において「保証の額」という。）は、契約金額の 100 分の 10 以上としなければならない。
- 5 受注者が第 2 項及び第 3 項に掲げる保証を付する場合は、当該保証は、次の各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 受注者は、第 3 項第 2 号に掲げる保証を付した場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 7 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 8 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（発注者が役務的保証に対応可能な保証を指定した場合における契約の保証）

- 第 4 条 発注者が頭書に定めるところによりこの契約の保証として役務的保証に対応可能な保証を指定した場合においては、受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した本件成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適

合を保証する特約を付したものに限り。)を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、契約金額の 100 分の 30 以上としなければならない。
- 3 契約金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の契約金額の 100 分の 30 に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を、あらかじめ発注者の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第 6 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

- 第 7 条 設計業務において、受注者は、契約の履行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、書面にて発注者に通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務責任者)

- 第 8 条 受注者は、設計業務、施工業務及び工事監理業務を確実かつ円滑に実施するため、履行期間を通じて業務の全体を総合的に把握し調整を行う業務責任者(現場代理人を業務責任者とする。以下この契約書において同じ。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、第 19 条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 2 項の規定による決定及び通知、同条第 3 項の規定による請求、同条第 4 項の規定による通知の受理、第 54 条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 2 項の規定による決定及び通知、同条第 3 項の規定による請求、同条第 4 項の規定による通知の受理、第 84 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しな

なければならない。

- 4 発注者が、業務責任者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為(第 2 項で業務責任者の権限外とした行為を除く。)は、受注者の全員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為(第 2 項で業務責任者の権限外とした行為を除く。)については、業務責任者を通じて行わなければならない。
- 5 発注者は、業務責任者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 8 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

第 2 章 設計業務

(設計業務に係る総則)

- 第 9 条 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、設計業務に関することについて、必要に応じて受注者若しくは第 15 条に定める受注者の管理技術者(以下、単に「管理技術者」という。)に対する指示を行い、又は受注者若しくは管理技術者との間で協議若しくは調整を行うことができる。なお、受注者又は受注者の管理技術者は、発注者からの指示を受けた場合、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約書若しくは業務水準に特別の定めがある場合又は前項の指示、協議若しくは調整がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 3 設計業務に関し、建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項は別紙 3 のとおりとする。

(設計業務工程表の提出)

- 第 10 条 受注者は、この契約締結後 10 日以内に、業務水準に基づいて設計業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の設計業務工程表を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
 - 3 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間又は業務水準が変更された場合等、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務工程表の再提出を請求することができる。この場合においては、第 1 項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、同項の規定を準用する。
 - 4 第 1 項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めるときは、設計業務工程表の提

出は、要しないものとする。

5 設計業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 11 条 受注者は、設計成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

第 12 条 受注者は、設計成果物（第 41 条第 1 項に規定する指定部分（設計業務）に係る設計成果物及び同条第 2 項に規定する引渡部分に係る設計成果物を含む。以下この条から第 12 条の 7 までにおいて同じ。）又は設計成果物を利用して完成した工事目的物（以下この条から第 12 条の 7 までにおいて「本件工事目的物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下この条から第 12 条の 7 までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第 12 条の 2 受注者は発注者に対し、次の各号に掲げる設計成果物の利用を許諾する。この場合において、受注者は次の各号に掲げる設計成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。

- (1) 設計成果物を利用して本件工事目的物を一棟（設計成果物が二以上の構えを成す本件工事目的物の建築をその内容としているときは、各構えにつき一棟ずつ）完成すること。
- (2) 前号の目的及び本件工事目的物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる本件工事目的物の利用を許諾する。

- (1) 本件工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (2) 本件工事目的物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権の制限)

第 12 条の 3 受注者は、発注者に対し、設計成果物又は本件工事目的物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 設計成果物又は本件工事目的物の内容を公表すること。
- (2) 本件工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 受注者は、前条の場合において、著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第 12 条の 4 受注者は、設計成果物又は本件工事目的物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第 12 条の 5 受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(プログラム利用の権利等)

第 12 条の 6 発注者は、受注者が本件成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(意匠の実施の承諾等)

第 12 条の 7 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は設計成果物によって表現される構造物若しくは設計成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第 3 条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第 13 条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、淡路市指名停止基準に関する規程（平成 17 年 4 月 1 日淡路市訓令第 2 1 号）に基づく指名停止、入札参加資格制限基準要綱（平成 17 年淡路市告示第 4 号）に基づく、入札参加資格制限を受けている者及び第 124 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について自らの行為と同視し、その責任を負うものとする（第 12 条から第 12 条の7までに定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じることを含む。）。

(監督員)

- 第 14 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、第 52 条又は第 81 条に基づき既に監督員が定められており、当該監督員が設計業務に関する監督員を兼務する場合はこの限りでない。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、業務水準に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は管理技術者に対する指示
 - (2) この契約書及び業務水準の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は管理技術者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、業務水準の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
 - 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
 - 4 この契約書に定める受注者の発注者に対する書面の提出は、業務水準に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
 - 5 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(管理技術者)

- 第 15 条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し（ただし設計業務に関するものに限る）、業務の管理及び統轄を行うほか、設計費の変更、履行期間の変更、設計費の請求及び受領、第 19 条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。管理技術者は、当該権限を行使する場合、業務責任者を通じて行うものとする。また、発注者が、業務責任者に対して行った、管理技術者の権限に係る行為は、管理技術者に対して行ったものとみなす。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず

自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

- 第 16 条 受注者は、要求水準書に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

- 第 17 条 業務を履行するために必要な地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

- 第 18 条 受注者が業務の履行に必要な調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第 19 条 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 13 条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第 20 条 受注者は、要求水準書に定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第 21 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、

要求水準書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、要求水準書に定めるところにより、業務の完了、要求水準書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(要求水準書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第22条 受注者は、事業者提案等又は業務の内容が業務水準又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときで、かつ、必要があると認められるときは、発注者は、履行期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(条件変更等)

第23条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 業務水準その他関係書類が互いに一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 業務水準その他関係書類に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 業務水準その他関係書類の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務水準その他関係書類に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 業務水準その他関係書類に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は業務水準（ただし受注者の提案書類を除く。第5項及び次条において同じ。）その他関係書類の訂正又は変更を行わなければならない。

- 5 前項の規定により業務水準その他関係書類の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務水準の変更)

第24条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務水準その他関係書類又は業務に関する指示（以下、この条及び第26条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第25条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計費を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第26条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間の変更又は必要な設計費の変更をしなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第27条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第27条の2 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、

履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、設計費について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 28 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、履行期間の短縮を請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、設計費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 29 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（第 27 条の 2 の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計費の変更方法等)

第 30 条 設計費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計費の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 31 条 設計成果物の引渡し前に設計成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（業務水準に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 32 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（業務水準に定めるところにより付された

保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(設計費の変更に代える業務水準の変更)

第 33 条 発注者は、第 6 条、第 22 条から第 26 条まで、第 27 条の 2、第 28 条又は第 31 条の規定により設計費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、設計費の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて業務水準を変更することができる。この場合において、業務水準の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の設計費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 34 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、業務水準に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計費の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前 4 項の規定を適用する。

(設計費の支払い)

第 35 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 5 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、設計費（前払金その他既払金がある場合は設計費の残額。以下、本条において同じ。）の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に設計費を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下、この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（引渡し前における設計成果物の使用）

第36条 発注者は、第34条第3項若しくは第4項又は第41条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、設計成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により設計成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第37条 受注者は、設計費（設計費の変更があった場合には、当初の設計費とし、履行期間が2年度以上にわたる契約においては、第39条の規定にかかわらず、「当該年度の出来高予定額」と読みかえない。）が200万円以上の場合においては、保証事業会社と、頭書記載の履行期間内で別途発注者と受注者が協議して定める設計業務の完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約（設計業務）」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、設計費の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、設計費が著しく増額された場合においては、その増額後の設計費の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 第1項又は前項の規定による請求は、業務完了期日（履行期間が2年度以上にわたる契約にあっては、当該年度末日）前1月までとする。

6 受注者は、設計費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計費の10分の5を超えるときは、設計費が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第41条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、設計費が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

9 設計費の変更があった場合であって、受注者が、第1項の規定に基づき、変更後に初めて前払金の支払いを発注者に請求するときの前払金の額は、第4項及び第6項の規定にかかわらず、変更後の設計費の10分の3以内とする。この場合において、受注者が保証事業会社と締結する保証契約（設計業務）は、変更後の設計費を基準としたものでなければならない。

（保証契約（設計業務）の変更）

第38条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約（設計業務）を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、設計費が減額された場合において、保証契約（設計業務）を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更（設計業務の完了時期の変更を含む）が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前金払の特則）

第39条 履行期間が2年度以上にわたる契約の前金払については、第37条中「頭書記載の業務完了の時期」とあるのは「頭書記載の業務完了の時期（最終の年度以外の年度にあっては、各年度末）」、前2条中「設計費」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（前払金の使用等）

第40条 受注者は、前払金を設計業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この契約における設計業務にて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分引渡し）

第41条 設計成果物について、発注者が業務水準において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分（設計業務）」という。）がある場合において、当該指定部分（設計業務）の業務が完了したときについては、第34条中「業務」とあるのは「指定部分

(設計業務)に係る業務」と、「設計成果物」とあるのは「指定部分(設計業務)に係る設計成果物」と、同条第4項及び第35条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、設計成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第34条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「設計成果物」とあるのは「引渡部分に係る設計成果物」と、同条第4項及び第35条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される第35条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る設計費は、次の各号に定める式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分(設計業務)に相応する設計費」及び第2号中「引渡部分に相応する設計費」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項の規定により準用される第34条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る設計費

指定部分(設計業務)に相応する設計費×(1-前払金の額/設計費)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る設計費

引渡部分に相応する設計費×(1-前払金の額/設計費)

4 履行期間が2年度以上にわたる契約においては、前項の式中「設計費」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、「前払金の額」とあるのは「当該年度の前払金の額」とするものとする。

第42条 履行期間が2年度以上にわたる契約において、各会計年度における設計費(前払金、中間前払金、部分引渡しに係る部分その他支払いの名目を問わない。)の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額(前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。)は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

令和 年度(契約初年度) 円

令和 年度 円

令和 年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和 年度(契約初年度) 円

令和 年度 円

令和 年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(第三者による代理受領)

第43条 受注者は、発注者の承諾を得て設計費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出す

る支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第35条(第41条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第44条 受注者は、発注者が第37条又は第41条において準用される第35条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは設計費を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された設計成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、設計成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 設計成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(解除の効果)

第46条 この契約が解除された場合には、第1条第4項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第41条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(第41条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合におい

て、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費（以下「既履行部分設計費」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項の既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

- 第 47 条 この契約が解除された場合において、第 37 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 121 条第 3 項、第 123 条、第 123 条の 2 又は第 124 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第 41 条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 126 条、第 127 条又は第 127 条の 2 の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 37 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第 41 条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分設計費から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 121 条第 3 項、第 123 条、第 123 条の 2 又は第 124 条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 126 条、第 127 条又は第 127 条の 2 の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 121 条第 3 項、第 123 条、第 123 条の 2 又は第 124 条の規定によるときは発注者が定め、第 126 条、第 127 条又は第 127 条の 2 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 5 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（保険）

- 第 48 条 受注者は、業務水準に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

第 3 章 工事監理業務

（工事監理に係る総則）

- 第 49 条 発注者は、工事監理業務に関することについて、必要に応じて受注者若しくは第 53 条に定める受注者の工事監理業務遂行責任者（以下、単に「工事監理業務遂行責任者」という。）に対する指示を行い、又は受注者若しくは工事監理業務遂行責任者との間で協議若しくは調整を行うことができる。なお、受注者又は工事監理業務遂行責任者は、発注者からの指示を受けた場合、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約書若しくは業務水準に特別の定めがある場合又は前項の指示、協議若しくは調整がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 3 工事監理業務に関し、建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項は別紙 4 のとおりとする。

（個人情報・情報資産の保護）

- 第 50 条 業務が個人情報又は情報資産を取り扱う場合には、受注者は、業務を実施するにあたって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

（再委託等の制限）

- 第 51 条 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、淡路市指名停止基準に関する規程（平成 17 年 4 月 1 日淡路市訓令第 21 号）に基づく指名停止、入札参加資格制限基準要綱（平成 17 年淡路市告示第 4 号）に基づく、入札参加資格制限を受けている者及び第 124 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者に業務の一部を委任し、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、その第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

（監督員）

- 第 52 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、第 14 条又は第 81 条に基づき既に監督員が定められており、当該監督員が工事管理業務に関する監督員を兼務する場合はこの限りでない。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、業務水準に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約書及び業務水準の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者若しくは工事監理業務遂行責任者

との協議又は調整

(3) 業務の進捗の確認、業務水準の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 この契約書に定める受注者の発注者に対する書面の提出は、業務水準に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 5 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(工事監理業務遂行責任者)

- 第 53 条 受注者は、業務の管理並びに運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する工事監理業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理業務遂行責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 工事監理業務遂行責任者は、この契約の履行に関し（ただし工事監理業務に関するものに限る）、業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理費の変更、履行期間の変更、工事監理費の請求及び受領、次条第 1 項の規定による請求の受理、同条第 2 項の規定による決定及び通知、同条第 3 項の規定による請求、同条第 4 項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。工事監理業務遂行責任者は、当該権限を行使する場合、業務責任者を通じて行うものとする。また、発注者が、業務責任者に対して行った、工事監理業務遂行責任者の権限に係る行為は、工事監理業務遂行責任者に対して行ったものとみなす。
 - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを工事監理業務遂行責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(工事監理業務遂行責任者等に対する措置請求)

- 第 54 条 発注者は、工事監理業務遂行責任者又は受注者の使用人若しくは第 51 条第 3 項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告等)

- 第 55 条 受注者は、業務水準に定めるところにより、この契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に当該事故の状況を報告しなければならない。

(善管注意義務)

第 56 条 受注者は、業務水準に定めるところにより、発注者の施設その他発注者の所有する物品等を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(条件変更等)

- 第 57 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 業務水準その他関係書類が互いに一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
 - (2) 業務水準その他関係書類に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 業務水準その他関係書類の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務水準その他関係書類に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 業務水準その他関係書類に明示されていない履行条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、業務水準（ただし受注者の提案書類を除く。第 5 項及び次条において同じ。）その他関係書類の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により業務水準その他関係書類の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは工事監理費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務水準又は設計成果物の変更)

第 58 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務水準その他関係書類又は設計成果物の変更内容を受注者に通知して、業務水準その他関係書類又は設計成果物を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行

期間若しくは工事監理費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第 59 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは工事監理費を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 60 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、工事監理費について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 61 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、履行期間の短縮を請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、工事監理費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 62 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（第 60 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事監理費の変更方法等)

第 63 条 工事監理費の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工事監理費の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 64 条 業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（業務水準に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 65 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（業務水準に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に知らせなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(工事監理費の変更に代える業務水準等の変更)

第 66 条 発注者は、第 6 条、第 57 条から第 61 条まで又は第 64 条の規定により工事監理費を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、工事監理費の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて業務水準又は設計成果物を変更することができる。この場合において、業務水準又は設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の工事監理費を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査)

- 第 67 条 受注者は、業務を完了したときは、業務水準に定めるところにより、業務を履行したことを証するために必要な書類又は発注者が要求する書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、業務水準に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置をとった上、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(工事監理費の支払い)

- 第 68 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 3 項後段の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）の支払いを請求することができる。
- 2 受注者は、工事費の支払い（第 111 条に定める部分払及び第 112 条に定める部分引渡しの場合を含むが、前金払い及び中間前金払いは除く。）の請求と同時に、当該請求に係る基準時までに実施した業務（以下「精算対象業務」という。）に係る工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）の支払いを請求することができる。この場合において、前条第 1 項中「業務を完了したとき」とあるのは「精算対象業務を完了したとき」と、同項中「業務を履行したこと」とあるのは「当該精算対象業務を履行したこと」と、同条第 2 項及び第 3 項中「業務」とあるのは「当該精算対象業務」と読みかえて、これらの規定を準用する。
- 3 発注者は、第 1 項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に当該請求額を支払わなければならない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(業務実施日時等の変更)

- 第 69 条 受注者は、業務水準に業務の実施日時、業務に従事する者の資格又は人数その他業務を履行するための方法（以下「業務実施日時等」という。）が定められている場合であって、当該業務実施日時等の全部又は一部を遵守することができないことが明らかになったときは、発注者に対し、直ちにその理由を付した書面により申し出なければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による申出があった場合において、当初期待されていた業務の成果が軽減せず、かつ、発注者にとって支障がないと確認できる場合に限り、工事監理費を変更することなく受注者に対して業務実施日時等の変更を指示することができる。

(一部不履行等)

- 第 70 条 業務の一部が不履行となったとき（第 67 条第 2 項の検査に合格しないままとなった場合を含む。）は、第 68 条第 1 項中「工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）」とあるのは、「工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）から不履行となった業務に相応する工事監理費に相当する額を除いて得た額」と、同条第 2 項中「当該請求に係る基準時までに実施した業務（以下「精算対象業務」という。）に係る工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）」とあるのは、「当該請求に係る基準時までに実施した業務（以下「精算対象業務」という。）に係る工事監理費（既払金がある場合は工事監理費の残額）から不履行となった業務に相応する工事監理費相当額を除外した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 受注者は、前項の場合において発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(長期継続契約の特則)

- 第 71 条 この契約が長期継続契約に該当することが頭書に示されている場合にあつては、発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があつた場合はこの契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除する場合は、必要に応じて受注者に契約解除金を支払うものとする。
- 3 前項の契約解除金の額は発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 この契約が長期継続契約に該当することが頭書に示されている場合にあつては、第 3 条第 4 項、第 121 条第 2 項、同条第 5 項及び第 128 条第 1 項中「契約金額」とあるのは「契約金額（ただし、契約金額のうち工事監理費については 1 年当たりの額に換算した額として算出した金額）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(解除の効果)

- 第 72 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 4 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第 67 条第 2 項の規定による検査を完了した部分については、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を履行した部分があるときは、当該履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する工事監理費（以下「既履行部分工事監理費」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分工事監理費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(契約終了に伴う措置)

- 第 73 条 受注者は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、発注者からの貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたと

きは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が完了又は解除によって終了した場合において、受注者が使用した発注者の施設（以下「使用施設」という。）に受注者が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（以下「物件等」という。）があるときは、物件等を撤去するとともに、使用施設を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件等を撤去せず、又は使用施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって物件等を処分し、又は使用施設の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し立てることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(保険)

第 74 条 受注者は、業務水準に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

第 4 章 施工業務

(施工業務に係る総則)

- 第 75 条 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、施工業務に関することについて、必要に応じて受注者若しくは第 82 条第 1 項第 1 号に定める受注者の現場代理人（以下、単に「現場代理人」という。）に対する指示を行い、又は受注者若しくは現場代理人との間で協議若しくは調整を行うことができる。なお、受注者又は受注者の現場代理人は、発注者からの指示を受けた場合、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約書若しくは業務水準に特別の定めがある場合又は前項の指示、協議若しくは調整がある場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）をその責任において定めるものとする。

(関連工事の調整)

第 76 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事費内訳書及び施工業務工程表)

第 77 条 受注者は、業務水準に基づいて、頭書記載の履行期間内で別途発注者と受注者が協議して定める施工業務の履行期間の始期から 10 日以内に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）及び施工業務工程表を、発注者に提出しなければならない。この契約の変更により内訳書及び工程表を変更する必要がある場合も同様とする。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の内訳書及び施工業務工程表を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認めるときは、内訳書及び施工業務工程表の提出は、要しないものとする。
- 4 内訳書及び施工業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(工事目的物及び工事材料の譲渡等)

第 78 条 受注者は、工事目的物（出来形部分を含む。）、並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 85 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 111 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 79 条 受注者は、施工業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知及び下請負等の制限)

- 第 80 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 2 受注者は、淡路市指名停止基準に関する規程（平成 17 年 4 月 1 日淡路市訓令第 21 号）に基づく指名停止、入札参加資格制限基準要綱（平成 17 年淡路市告示第 4 号）に基づく、入札参加資格制限を受けている者及び第 124 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者を下請負人とし、若しくは請け負わせ、又は当該者から資材、原材料等を仕入れてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の社会保険等)

- 第 80 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人で次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人で次のいずれかに該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(監督員)

第 81 条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。ただし、第 14 条又は第 52 条に基づき既に監督員が定められており、当該監督員が施工業務に関する監督員を兼務する場合はこの限りでない。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、業務水準に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者若しくは現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 業務水準に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 業務水準に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、業務水準に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人、主任技術者等及び専門技術者)

第 82 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、業務水準に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者、監理技術者又は専任の主任技術者若しくは監理技術者をいう。以下同じ。）
- (3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。当該ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に限る。以下同じ。）
- (4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し（ただし施工業務に関するものに限る。）、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、工事費の額の変更、工事費の請求及び受領、第 84 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。現場代理人は、当該権限を行使する場合、業務責任者を通じて行うものとする。また、発注者が、業務責任者に対して行った、現場代理人の権限に係る行為は、現場代理人に対して行ったものとみなす。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、前 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第 83 条 受注者は、業務水準に定めるところにより、契約の履行状況について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 84 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第85条 工事材料の品質については、業務水準に定めるところによる。業務水準にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、業務水準において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第86条 受注者は、業務水準において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、業務水準において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて業務水準において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、業務水準に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第87条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、業務水準に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が業務水準の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、又は認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事費の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 受注者は、業務水準に定めるところにより、工事の完成、業務水準の変更等によって不要となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
 - 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が業務水準に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第88条 発注者は、工事用地その他業務水準において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（業務水準に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、業務水準の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（業務水準不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第89条 受注者は、工事の施工部分が業務水準に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第85条第2項又は第86条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が業務水準に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第90条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 業務水準その他関係書類が互いに一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 業務水準その他関係書類に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 業務水準その他関係書類の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、業務水準その他関係書類に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 業務水準その他関係書類で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、業務水準の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し業務水準を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し業務水準を変更する場合で工事的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し業務水準を変更する場合で工事的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により業務水準その他関係書類の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは工事費の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務水準の変更）

第91条 発注者は、必要があると認めるときは、業務水準その他関係書類の変更内容を受注者に通知して、業務水準その他関係書類を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事費の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の一時中止）

第92条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは工事費の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の

一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 92 条の 2 発注者は工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 93 条 受注者は、天候の不良、第 76 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に対して、履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、工事費の額について必要な変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 94 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、履行期間の短縮を請求することができる。

2 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工事費の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 95 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、履行期間の変更事由が生じた日（第 93 条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事費の額の変更方法等)

第 96 条 工事費の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、工事費の額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく工事費の額の変更)

第 97 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により工事費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事費（工事費から当該請求時の出来形部分に相応する工事費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事費の 1000 分の 15 を超える額につき、工事費の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事費及び変動後残工事費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により工事費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく工事費変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、工事費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第 98 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が工事費の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第99条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第101条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（業務水準又は第118条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第100条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（業務水準又は第118条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第101条 工事目的物の引渡し前に、天災等（業務水準で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び業務水準又は第118条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注

者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第85条第2項、第86条第1項若しくは第2項又は第111条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち工事費の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する工事費の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する工事費の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「工事費の額の100分の1を超える額」とあるのは「工事費の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(工事費の額の変更に代える工事内容の変更)

- 第102条 発注者は、第6条、第87条、第89条から第92条まで、第93条、第94条、第97条から第99条まで、前条又は第105条の規定により工事費の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、工事費の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて業務水準を変更することができる。この場合において、業務水準の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が工事費の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第103条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、業務水準に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 3 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを工事費の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 3 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前 4 項の規定を適用する。

(工事費の支払い)

- 第 104 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 2 項において同じ。）の検査に合格したときは、工事費の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から 40 日以内に工事費を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第 105 条 発注者は、第 103 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第 106 条 受注者は、工事費の額（工事費の額の変更があった場合には、当初の工事費の額とし、履行期間が 2 年度以上にわたる契約においては、第 109 条の規定にかかわらず、「当該年度の出来高予定額」と読みかえない。）が 200 万円以上の場合においては、保証事業会社と、頭書記載の履行期間の終期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約（施工業務）」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄

託して、工事費の額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 受注者は、工事費の額が著しく増額された場合においては、その増額後の工事費の額の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 第 1 項又は前項の規定による請求は、竣工期日（履行期間が 2 年度以上にわたる契約にあつては、当該年度末日）前 1 月までとする。
- 6 受注者は、工事費の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の工事費の額の 10 分の 5 を超えるときは、工事費の額が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、工事費の額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 9 工事費の額の変更があった場合であって、受注者が、第 1 項の規定に基づき、変更後に初めて前払金の支払いを発注者に請求するときの前払金の額は、第 4 項及び第 6 項の規定にかかわらず、変更後の工事費の額の 10 分の 4 以内とする。この場合において、受注者が保証事業会社と締結する保証契約（施工業務）は、変更後の工事費の額を基準としたものでなければならない。

(中間前金払)

- 第 107 条 受注者は、前条の規定により前払金の支払いを受けた後、履行期間が 105 日以上で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、保証事業会社と中間前払金に関し、頭書記載の履行期間の終期を保証期限とする保証契約（施工業務）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、工事費の額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、前条の規定による前払金と中間前払金（以下「前払金等」という。）の合計は、工事費の額の 10 分の 6 を超えないものとする。
- (1) 履行期間（2 年度以上にわたる契約については、当該年度の履行期間）の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 施工業務工程表により履行期間（2 年度以上にわたる契約については、当該年度の履行期間）の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が工事費の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 受注者は、第1項の規定による請求をしようとするときは、あらかじめ、同項各号に掲げる要件に係る発注者の認定を受けなければならない。この場合において、受注者から当該認定の請求があったときは、発注者は、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 発注者は、第1項の請求があったときは、適法な支払請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。
 - 5 受注者は、工事費の額が著しく増額された場合において、中間前払金の支払いを受けているときは、その増額後の工事費の額の10分の6から受領済みの前払金等を合計した額（以下「前払金等額」という。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金等の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
 - 6 第1項又は前項の規定による請求は、竣工期日（履行期間が2年度以上にわたる契約にあつては、当該年度末日）前1月までとする。
 - 7 受注者は、工事費の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金等額が減額後の工事費の額の10分の6を超えるときは、工事費の額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
 - 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金等の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、工事費の額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
 - 10 第1項又は第5項の請求前に第111条の規定による部分払をしている場合は、前払金等と部分払の合計は、工事費の額の10分の9を超えないものとする。
 - 11 工事費の額の変更があった場合であって、受注者が、第1項の規定に基づき、変更後に初めて中間前払金の支払いを発注者に請求するときの中間前払金の額は、第5項及び第7項の規定にかかわらず、変更後の工事費の額の10分の2以内とする。この場合において、受注者が保証事業会社と締結する保証契約（施工業務）は、変更後の工事費の額を基準としたものでなければならない。

（保証契約（施工業務）の変更）

第108条 受注者は、第106条第4項又は前条第5項の規定により受領済みの前払金等に追加してさらに前払金等の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約（施工業務）を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、工事費の額が減額された場合において、保証契約（施工業務）を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金等額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前金払及び中間前金払の特則）

第109条 履行期間が2年度以上にわたる契約の前金払及び中間前金払については、第106条及び第107条中「頭書記載の業務完了の時期」とあるのは「頭書記載の業務完了の時期（最終の年度以外の年度にあつては、各年度末）」と、前3条中「工事費の額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と読みかえて、これらの規定を準用する。

（前払金等の使用等）

第110条 受注者は、前払金等をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第111条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第85条第2項の規定する監督員の検査に合格したものに限る。以下この条において同じ。）に相応する工事費相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、竣工期日前1月までできるものとし、頭書記載の限度回数を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、業務水準に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、適法な支払請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の工事費相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に

協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求（前回の部分払の請求から2月間以上を要する。ただし、発注者が必要と認める場合は除く。）をする場合においては、第1項及び前項中「工事費相当額」とあるのは「工事費相当額から既に部分払の対象となった工事費相当額を控除した額」とし、履行期間が2年度以上にわたる契約においては、前項の式中「工事費の額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、「前払金等額」とあるのは「当該年度の前払金等額」とするものとする。
- 8 第1項及び前項の規定により部分払の対象となった出来形部分並びに検査済みの工事材料及び工場製品（以下この条において「出来形部分等」という。）の所有権は、部分払金の支払いにより、受注者から発注者に移転するものとする。ただし、工事目的物の引渡し完了までの保管は受注者の責任とし、引渡し完了前に生じた損害については、第99条の規定を準用する。
- 9 受注者は、部分払を請求しようとするときは、業務水準に定めるところにより出来高部分等を火災保険その他の保険に付し、その保険証券を発注者に提示しなければならない。
- 10 前項の規定により保険を付した出来高部分等に保険事故が発生したときは、その保険金は、発注者が受注者に支払った部分払金額の限度で、発注者に帰属する。ただし、受注者が損害の費用を負担したときは、この限りでない。

(部分引渡し)

第112条 工事目的物について、発注者が業務水準において工事の完成に先だって引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分（施工業務）」という。）がある場合において、当該指定部分（施工業務）の工事が完了したときについては、第103条中「工事」とあるのは「指定部分（施工業務）に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分（施工業務）に係る工事目的物」と、同条第6項及び第104条中「工事費」とあるのは「部分引渡しに係る工事費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第104条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る工事費の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分（施工業務）に相応する工事費の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る工事費の額

＝指定部分（施工業務）に相応する工事費の額×（1－前払金等額／工事費の額）

- 3 履行期間が2年度以上にわたる契約においては、前項の式中「工事費の額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」と、「前払金等額」とあるのは「当該年度の前払金等額」とするものとする。

(履行期間が2年度以上にわたる契約の特則)

第113条 履行期間が2年度以上にわたる契約において、各会計年度における工事費（前払金、中間前払金、部分引渡しに係る部分その他支払いの名目を問わない。）の支払いの限度額（以下

「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

令和●年度（契約初年度） 円

令和●年度 円

令和●年度 円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和●年度（契約初年度） 円

令和●年度 円

令和●年度 円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(第三者による代理受領)

第114条 受注者は、発注者の承諾を得て工事費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第104条（第112条において準用する場合を含む。）又は第111条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金又は中間前払金等の不払に対する工事中止)

第115条 受注者は、発注者が第106条、第107条、第111条又は第112条において準用される第104条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは工事費の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 116 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないのでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号の掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(解除に伴う措置)

第 117 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する工事費を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 106 条又は第 107 条（第 109 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金等があったときは、当該前払金等の額（第 111 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金等額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する工事費の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金等額なお余剰があるときは、受注者は、解除が第 121 条第 3 項、第 123 条、第 123 条の 2 又は第 124 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金等の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 126 条、第 127 条又は第 127 条の 2 の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 121 条第 3 項、第 123 条、第 123 条の 2 又は第 124 条の規定によるときは発注者が定め、第 126 条、第 127 条又は第 127 条の 2 の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(火災保険等)

第 118 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を業務水準に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 119 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者として不服がある場合その他施工業務に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による兵庫県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 84 条第 3 項の規定によ

り受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間を経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第120条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第5章 その他

(発注者の損害賠償請求等)

第121条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に工事の完成をすることができないとき。
- (2) この本件成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第123条、第123条の2又は第124条の規定により、本件成果物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 第3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行しないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第123条、第123条の2又は第124条の規定により本件成果物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 本件成果物の完成前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定を適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から部分引渡しを受けた出来形部分があるときは、その相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）を請求するものとする。

6 第2項の場合（第124条の規定により契約が解除された場合を除く）において、第3条又は第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第122条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条各号、第123条の2各号又は第124条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者その他の業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 契約金額債権（前払金、中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る各業務の対象となる各業務費として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 業務完了及び工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が完了又は施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第32条、第65条又は第100条の規定により受注者が行った業務及び施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の催告による解除権)

第123条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。

- (1) 正当な理由なく、各業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 業務責任者を配置しなかったとき。
- (4) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (5) 工事監理業務遂行責任者を配置しなかったとき。
- (6) 現場代理人、主任技術者等又は専門技術者を設置しなかったとき。
- (7) 正当な理由なく、第 45 条第 1 項又は第 116 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

(発注者の催告によらない解除権)

第 123 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反して発注者に対する債権を一部でも譲渡したとき。
- (2) この契約の本件成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された本件成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成できないものであるとき。
- (4) 受注者がこの目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (9) 第 127 条及び第 127 条の 2 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 123 条の 3 第 123 条各号又は第 123 条の 2 各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 123 条又は第 123 条の 2 の規定による契約解除をすることができない。

(暴力団等関与に対する発注者の解除権)

第 124 条 発注者は、兵庫県警察本部からの通知に基づき、受注者のいずれか（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者を含む。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除に

より受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この項において「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (9) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) 受注者が、第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（第 9 号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項第 10 号の規定により、下請契約等が解除されたことにより生じる当該契約当事者の損害その他同号の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことにより生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 125 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 127 条又は第 127 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 35 条第 2 項、第 68 条第 3 項又は第 104 条第 2 項（第 41 条又は第 112 条において準用する場合を含む。）の規定による設計費、工事監理費又は工事費の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の任意解除権）

第 126 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 123 条、第 123 条の 2 及び第 124 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第 127 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 127 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約の規定により業務水準を変更したため全体の契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) この契約の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 127 条の 3 第 127 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約解除をすることができない。

（談合等の不正行為に対する違約金）

第 128 条 受注者のいずれか（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、次に掲げるいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、発注者が当該超える額の支払いを請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。

4 発注者は、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（虚偽書類提出等の不正行為に対する違約金）

第 128 条の 2 受注者は、虚偽の書類の提出等不正な手段により設計費、工事監理費又は工事費の支払いを受けたときは、当該設計費、工事監理費又は工事費の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に損害が生じた場合に、発注者がその損害の賠償を別途請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された場合においても、引き続き有効に存続するものとする。
- 4 発注者は、受注者が第1項に規定する場合に該当するときは、この契約を解除することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第129条 発注者は、工事目的物全体の引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 3 前2項に定める期間について、業務水準で別段の定めをした場合は、同項の規定にかかわらず、業務水準の定めるところによる。
 - 4 第1項又は第2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 5 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項及び第8項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 6 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 7 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 8 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 9 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 10 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことができる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 11 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその支給材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

- 第130条 発注者は、受注者に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と受注者が発注者に対して有する金銭債権とを相殺することができる。
- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(受注者の連帯責任)

- 第131条 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員を含む。当該共同企業体が既に解散しているときも同じ。）は、発注者に対し、この契約に定める受注者の一切の債務（受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員は、当該受注者の一切の責任）につき、受注者全員で連帯して負担する。

(議会の議決が必要な契約の特例)

- 第132条 この契約が淡路市議会の議決（以下「議決」という。）が必要な契約であることが頭書に示されている場合にあっては、この契約は、議決を得るまでは仮契約であり、議決を得たときに別段の行為を要せず本契約として成立するものとする。
- 2 前項の規定によりこの契約を仮契約として締結している場合、この契約が議決により本契約として成立するまでの間に、受注者（受注者が共同企業体を結成している場合は、その代表企業又は構成員を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この仮契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
 - (2) 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

(淡路市契約規則等の遵守)

- 第133条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、淡路市契約規則（平成17年淡路規則第49号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(規定外の事項)

- 第134条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙1 契約金額の内訳

- 1 設計費 円
- 2 工事監理費 円
- 3 工事費 円

別紙2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく
解体工事に要する費用等

1 解体工事に要する費用
円

2 再資源化等に要する費用
円

3 分別解体等の方法
 手作業

手作業及び機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設名	所在地

別紙3 建築士法第22条の3の3に定める記載事項（建築設計業務）

対象となる建築物の概要	特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	特記仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	特記仕様書のとおり
-------------	-----------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：	() 建築士 【登録番号】
【氏名】：	
【資格】：	() 建築士 【登録番号】
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】：	() 設備士 【登録番号】
	() 建築士

※ 従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合はその旨を記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

※ 契約後に記載の変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

別紙4 建築士法第22条の3の3に定める記載事項（建築工事監理業務）

対象となる建築物の概要	特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	特記仕様書のとおり

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	特記仕様書のとおり
-------------------------------------	-----------

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】：	
【資格】：	() 建築士 【登録番号】
【氏名】：	
【資格】：	() 建築士 【登録番号】
(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)	
【氏名】：	
【資格】：	() 設備士 【登録番号】
	() 建築士

※ 従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合はその旨を記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	() 建築士事務所
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

※ 契約後に記載の変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。